



令和3年8月2日版

※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

- 中小企業等経営強化法 - 連携事業継続力強化計画 策定の手引き

目次

0. 手引きの構成

1. 申請書様式

2. 制度の概要

- (1) 事業継続力強化計画認定制度について
- (2) 制度活用の流れ
 - ・計画認定を受けられる対象企業
 - ・準備から認定まで

3. 計画策定の手順

- (1) 計画策定の手順
- (2) 連携型申請書様式の記載方法・ポイント

4. ご利用可能な支援措置

- (1) 金融支援
- (2) 税制措置

5. よくあるご質問

6. ホームページ・問い合わせ先

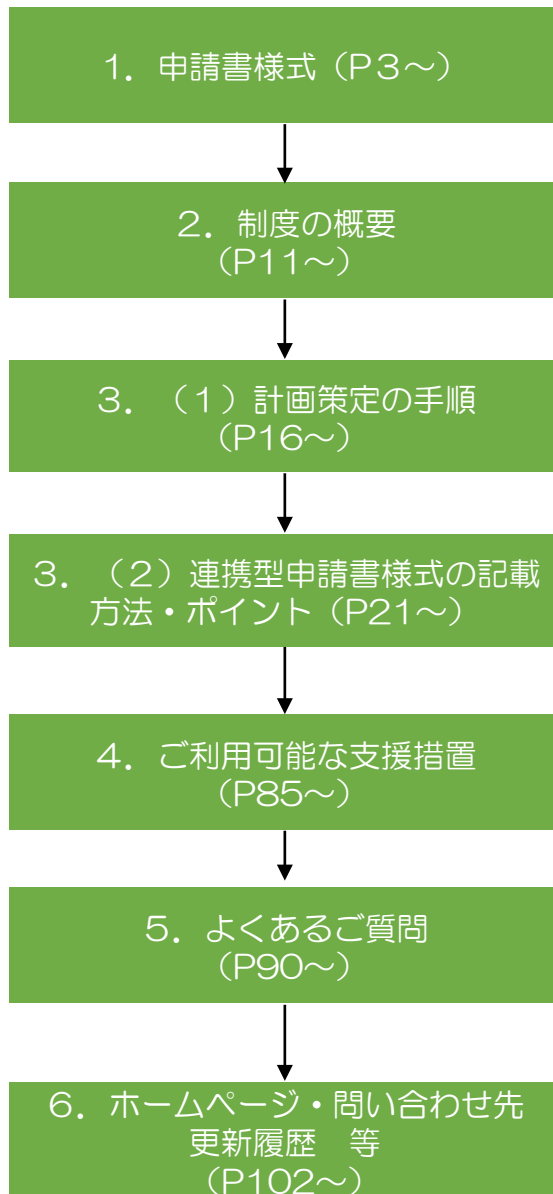
0. 手引きの構成

0. 手引きの構成

「事業継続力強化計画」は、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画したものです。本計画を作成し、申請し、経済産業大臣より認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

「事業継続力強化計画」の申請は、単独の企業で作成する「事業継続力強化計画」と、複数の企業が連携して作成・申請する「連携事業継続力強化計画」があります。

本手引きでは制度概要に加え、「連携事業継続力強化計画」に関する事項について解説します。



1. 申請書様式

1. 連携事業継続力強化計画に係る認定申請書様式

連携事業継続力強化計画に係る認定申請書様式は以下のURLからダウンロードすることが出来ます。

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>)

連携事業継続力強化計画の申請様式等の欄から、「連携事業継続力強化計画申請書様式【記入用】」をダウンロードいただき、本手引きの「3 計画策定の手順」(P16～)を参考に、必要事項を記入してください。

様式第30

記載方法参照
P21

連携事業継続力強化計画に係る認定申請書

年 月 日

殿

住 所

名 称

代表者の役職及び氏名

中小企業等経営強化法第58条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

1. 連携事業継続力強化計画に係る認定申請書

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

(別紙)

連携事業継続力強化計画

1 名称等

(1) 代表者

事業者の氏名又は名称

代表者の役職名及び氏名

資本金又は出資の額

常時使用する従業員の数

業種

法人番号

設立年月日

記載方法参照
P23

(2) 連携事業継続力強化を行う中小企業者（代表者を除く。）

1	事業者の氏名又は名称 住所 代表者の役職名及び氏名 資本金又は出資の額 業種 法人番号	常時使用する従業員の数	設立年月日
2	事業者の氏名又は名称 住所 代表者の役職名及び氏名 資本金又は出資の額 業種 法人番号	常時使用する従業員の数	設立年月日
3	事業者の氏名又は名称 住所 代表者の役職名及び氏名 資本金又は出資の額 業種 法人番号	常時使用する従業員の数	設立年月日

記載方法参照
P23

2 連携事業継続力強化を行う大企業者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

1	事業者の氏名又は名称 住所 代表者の役職名及び氏名 資本金又は出資の額 業種 法人番号	常時使用する従業員の数	設立年月日
2	事業者の氏名又は名称 住所 代表者の役職名及び氏名 資本金又は出資の額 業種	常時使用する従業員の数	

記載方法参照
P26

1. 連携事業継続力強化計画に係る認定申請書

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

	法人番号 _____	設立年月日 _____
3	事業者の氏名又は名称 _____	
	住所 _____	
	代表者の役職名及び氏名 _____	
	資本金又は出資の額 _____	常時使用する従業員の数 _____
	業種 _____	
	法人番号 _____	設立年月日 _____

3 連携事業継続力強化の目標

連携事業継続力強化を行う中小企業者及び大企業者の事業活動の概要	記載方法参照 P27
連携事業継続力強化に取り組む目的	記載方法参照 P28
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	☐ 全ての連携事業者が、自らの全ての拠点についてハザードマップ等によって自然災害等のリスクを認識している。 (認識している場合は、チェック。) (具体的な内容)
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	☐ 全ての連携事業者が、人・モノ・金・情報の観点から、自然災害等のリスクによって受ける影響を分析した。 (認識している場合は、チェック。) (具体的な内容)

1. 連携事業継続力強化計画に係る認定申請書

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

4 連携事業継続力強化の内容

(1) 連携事業継続力強化における連携の態様

- ☐ 組合等を通じた水平的な連携である。(該当する場合は、チェック。)
(具体的な内容)

記載方法参照
P40～

- ☐ サプライチェーンにおける垂直的な連携である。(該当する場合は、チェック。)
(具体的な内容)

- ☐ 地域における面的な連携である。(該当する場合は、チェック。)
(具体的な内容)

- ☐ その他の連携の態様である。(該当する場合は、チェック。)
(具体的な内容)

(2) 連携事業者間の協定等の整備状況

記載方法参照
P42～

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組

		対策及び取組内容
A	自然災害等が発生した場合における対応手順	☐ 全ての連携事業者が、従業員及び顧客等の避難に関する手順を取り決めている。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容)
		☐ 全ての連携事業者が、従業員等の安否確認を行う手順を取り決めている。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容)
		☐ 連携事業者間で、自然災害等が発生した場合における指

記載方法参照
P49～

1. 連携事業継続力強化計画に係る認定申請書

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

8

		揮命令体制が整備されている。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容) ☐ 連携事業者間で、被害状況を把握し、被害情報について情報発信をする手順が共有されている。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容)
		連携事業者それぞれの役割
B	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備	対策及び取組内容 記載方法参照 P55～ 連携事業者それぞれの役割
C	連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入	対策及び取組内容 記載方法参照 P57～ 連携事業者それぞれの役割
D	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保	対策及び取組内容 記載方法参照 P61～ 連携事業者それぞれの役割
E	事業活動を継続するための 重要情報の保護	対策及び取組内容 記載方法参照 P65～

1. 連携事業継続力強化計画に係る認定申請書

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

		連携事業者それぞれの役割

5 事業継続力強化設備等の種類

	4 (3) の項目	取得 年月	設備等の名称／型式	所在地
1				
2				
3				

記載方法参照
P75～

	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）
1				
2				
3				

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。	

6 連携事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

記載方法参照
P77～

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
----	--

1. 連携事業継続力強化計画に係る認定申請書

住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

7 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組

--

記載方法参照
P79～

8 実施期間
年 月～ 年 月

記載方法参照
P82

9 連携事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施 事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

記載方法参照
P83

10 関係法令の遵守

確認項目	チェック欄
連携事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。	

記載方法参照
P84

必要事項の記載が終了しましたら、以下URLより【チェックシート】をダウンロードいただき、記入した上、様式と併せて各地方経済産業局にご提出ください（P14参照）。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

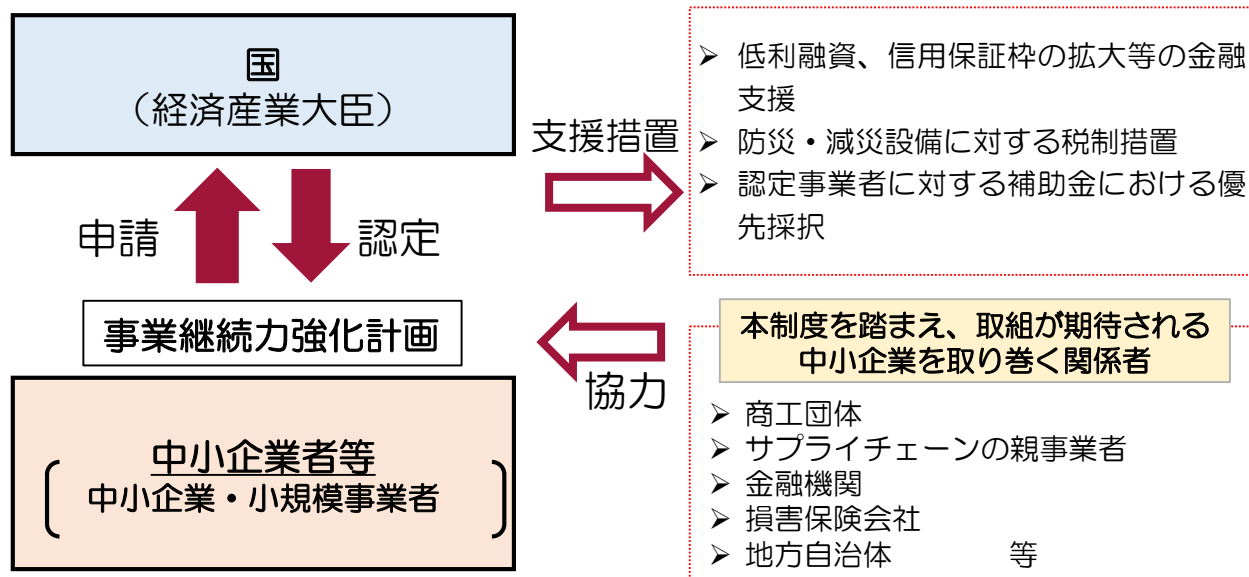
2. 制度の概要

2. (1) 事業継続力強化計画認定制度について

制度の概要

「事業継続力強化計画」とは、中小企業が自社の災害リスクを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだものであり将来的に行う災害対策等を記載するものです。認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制優遇、低利融資、補助金の優先採択等を受けることができます。

計画に記載する取組は、例えば、災害時における従業員の避難・被害状況把握、災害時における社内体制の設定等の初動対策に加え、人員、設備、資金繰り、情報保全等で必要な対策の検討、従業員への訓練や計画の見直し等の実効性の確保等を計画に盛り込むこととなります。



制度利用のポイント

【ポイント1】 防災・減災対策として必要な取組を計画として盛り込むものです。

①企業の概要（連携型の場合は連携企業の概要）、②自然災害等が事業活動に与える影響の認識（被害想定等）、③初動対応の内容、④事前対策の内容、⑤事前対策の実効性の確保に向けた取組等を申請書に記入することにより、認定を受けることができます。

【ポイント2】 計画認定後には、計画実行を支援する以下の施策の活用が可能です。

○金融支援…日本政策金融公庫の低利融資、信用保証の別枠等、計画の取組に関する資金調達について支援を受けることができます（詳細はP86,87を参照）。

○税制優遇…認定計画に従って、認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までの間に取得等をした対象設備について、取得価額の20%（令和5年4月1日以後に取得等をする設備については18%）の特別償却を受けることができます（詳細はP88,89を参照）。

○予算支援…計画認定を受けた事業者は、ものづくり補助金等の一部の補助金において、審査の際、加点を受けられます。

2. (2) 制度活用の流れ（認定を受けられる対象企業）

認定を受けられる「中小企業者の規模」

（中小企業等経営強化法
第2条第1項）

業種分類		中小企業等経営強化法 第2条第1項の定義	
		資本金の額又は 出資の総額	又は 常時使用する 従業員の数
製造業その他*		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令 指定 業種	ゴム製品製造業**	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

* 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します

** 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

「中小企業者」に該当する法人形態等について

企業組合、協業組合、事業協同組合等についても、下記に該当する者は事業継続力強化計画の認定を受けることができます。

- ① 個人事業主
- ② 会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び土業法人）
- ③ 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ④ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合

※①、②については、上記表に該当する必要があります。④については、構成員の一定割合が中小企業であることが必※①個人事業主の場合は開業届が提出されていること、法人（②～④）の場合は法人設立登記がされていることが必要です。

要です。

※税制優遇の対象となる企業は、認定を受けられる対象企業の全てではありませんので、注意が必要です（詳細はP88,89を参照）。

2. (2) 制度活用の流れ（準備から認定まで①）

全体像

1. 制度の利用を検討／事前確認・準備

金融支援、税制優遇を受ける場合には、関係機関（日本政策金融公庫や税務署等）に対し、適用対象者の要件や手続き等を事前に確認することをお勧めします。
※金融支援、税制優遇についてはP86～P89をご参照ください。

2. 連携事業継続力強化計画の策定

- ①「単独型」「連携型」のどちらを提出するのかご判断いただきます。
※グループ会社等複数で申請する場合は、「連携型」となります。ただし**自社以外の連携者が全て中小企業者以外の場合は「単独型」となります。**
- ②「基本方針」及び「作成指針」を踏まえて、本手引きを参照しながら事業継続力強化計画を作成してください。
※基本方針及び作成指針はこちらからダウンロードできます。
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>)

3. 連携事業継続力強化計画の申請・認定

- ① 各地方経済産業局長宛てに必要な書類を下記宛先に提出ください。
- ② 認定を受けた場合、各経済産業局等から認定通知書と計画申請書の写しが交付されます。（申請から認定まで約45日かかります。）
※認定を受けた事業者については、中小企業庁のHPに事業者名等が公表されますので、予めご了承ください。
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/list.html>)

申請先		住所		電話番号	担当都道府県
北海道経済産業局	中小企業課	〒060-0808	北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-1783	北海道
東北経済産業局	中小企業課	〒980-8403	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎(B棟)	022-221-4922	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東経済産業局	中小企業課	〒330-9715	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0394	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡
中部経済産業局	中小企業課	〒460-8510	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748	愛知、岐阜、三重、富山、石川
近畿経済産業局	中小企業課	〒540-8535	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6119	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局	中小企業課	〒730-8531	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5661	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国経済産業局	産業振興課	〒760-8512	香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8566	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局	経営支援課	〒812-8546	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5592	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局	中小企業課	〒900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	098-866-1755	沖縄

4. 連携事業継続力強化計画の開始、取組の実行

金融支援・税制優遇等を受け、連携事業継続力強化計画の取組を実行していただきます。

2. (2) 制度活用の流れ（準備から認定まで②）

申請に必要な書類

※CD-Rは不要となりました。

①②⑥が必須です。

- ① 申請書（原本）
- ② チェックシート
- ③ BCP等の参考書類がある場合は、その書類
※BCP（Business Continuity Plan、事業継続計画）を既に策定済である等、事業継続の取組が既にある場合は、その取組がわかる書類を参考として添付いただき、申請書ではそちらを参照する旨記載いただく形で申請いただくことが可能です。
- ④ 連携者に大企業がいれば、当該企業の同意書
- ⑤ 既に連携企業間での協定書が有る場合は協定書の写し
- ⑥ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）

変更申請とは

- 認定を受けた中小企業者は、当該認定に係る連携事業継続力強化計画を変更しようとするとき（設備の追加取得や連携対象企業の追加、既に認定を受けた計画に感染症対策にかかる記載を追加する等）は、経済産業政省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を改めて受けなければなりません。必要書類を担当窓口までご送付ください。
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、中小企業等経営強化法第58条第3項の認定基準に照らし、認定を受けた連携事業継続力強化計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。
- 様式は以下のURLからダウンロードできます。
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>)

変更申請に必要な書類

- ① 変更申請書（原本）
- ② 連携事業継続力強化計画（変更後）
（認定を受けた連携事業継続力強化計画を修正する形で作成してください。変更・追加部分について変更点が分かりやすいように下線を引いてください。）
- ③ 実施状況報告書
- ④ 変更前の連携事業継続力強化計画認定書の写し
- ⑤ 変更前の連携事業継続力強化計画の写し（認定後返送されたもののコピー）
（変更前の計画であることを、計画書内に手書き等で記載してください）
- ⑥ 変更申請用チェックシート
- ⑦ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）
- ⑧ （新たに参加する大企業がいる場合）当該企業の同意書

3. 計画策定の手順

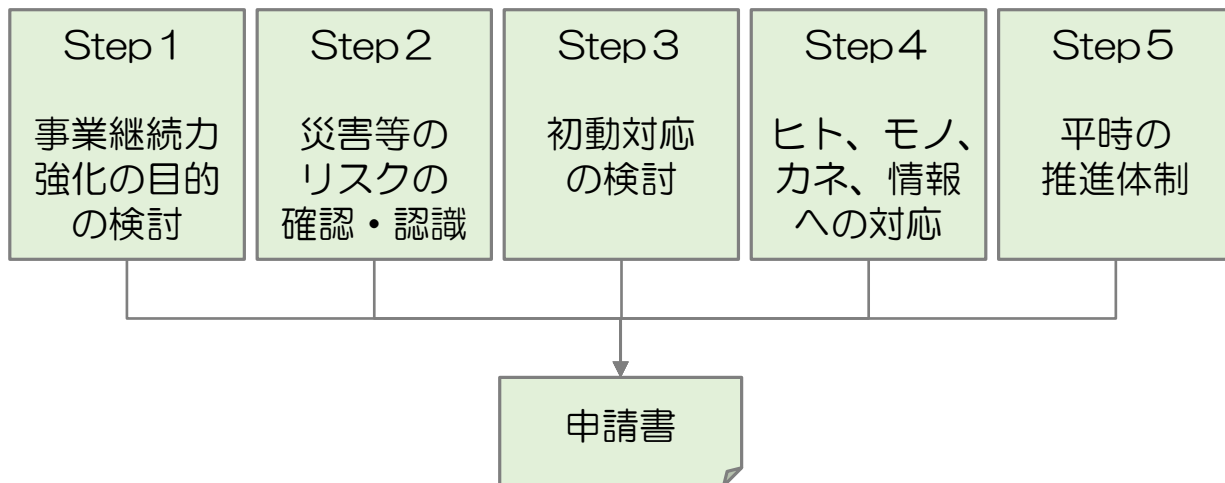
※手引きに掲載がある計画の記載例について、自然災害のみを想定し計画を策定する場合、自然災害及び感染症を想定し計画を策定する場合の2パターンに分けて記載例を掲載しています。

- 事業活動に影響を与える自然災害等をそれぞれ想定した上で、
- 自然災害のみを想定し計画を策定する方については記載例①
 - 自然災害及び感染症を想定し計画を策定する方、または、感染症のみを想定し計画を策定する方については記載例②
- をそれぞれを参照いただきながら、対策が必要と考えられるリスクに対する取組の検討をお願いします。

3. (1) 申請に向けた検討ステップ

検討のステップ (1/4)

申請にあたり、主に以下の5つのステップを通じて申請書を作成します。



【STEP1 事業継続力強化の目的の検討】

- ✓ 事業継続力の強化を図る上で、個別企業では対応が難しい、又は非効率なことであっても、複数の企業が連携することで大きな成果に繋がる場合もあります。
- ✓ 連携型の特徴は、以下のとおりです。
 - ① 災害等発生時には自社のリソースだけでは早期復旧が困難な場合があるが、例えば、事業所内に流入した土砂の撤去作業を連携事業者の協力を得て行うことで早期復旧が可能となる
 - ② 集団で取り組むことにより、発信力・交渉力が強化される
 - ③ 被災しなかった企業と協力関係を構築することで、代替生産や復旧に向けた人員応援が可能となる
- ✓ まずは、連携企業同士で話し合い、事業継続力の強化の取組の目的について考えましょう（例えば、「供給責任を果たす」、「地域社会の安全確保」、「災害協定の締結による災害ダメージの軽減」等）。
- ✓ 目的を記載する際は、事業継続力強化計画作成指針（以下参照）に基づき、自らの事業継続力強化が、自然災害等が起こった際に、経済社会に与える影響の軽減に資する観点を踏まえて、記載してください。

※以下、「事業継続力強化計画作成指針」抜粋（第2ーイ）

連携事業継続力強化を行う中小企業者及び大企業者の事業活動の概要並びに連携事業継続力強化に取り組む目的については、事業継続力強化計画の場合と同様、業種等に加え、例えばサプライチェーンにおいて重要な部品を供給している、地域の経済・雇用を支えている等、計画を作成するそれぞれの事業者の事業活動が担う役割を検討した上で、記載するものとする。

3. (1) 申請に向けた検討ステップ

検討のステップ (2/4)

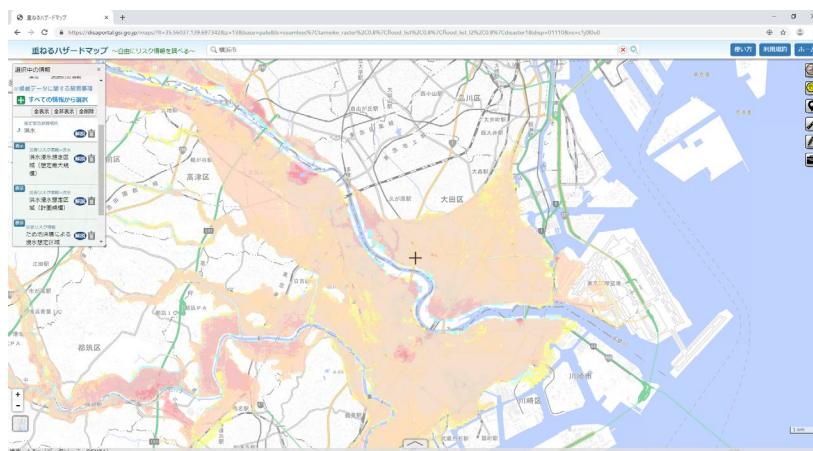
【STEP2 災害等のリスクの確認・認識】

- ✓ ハザードマップ等を活用しながら、まずは事業所・工場等が立地している地域の災害等のリスクを確認・認識しましょう。

■ハザードマップ等

- ・地域の自治体HP
- ・国土交通省ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>
- ・国土交通省川の防災情報 <https://www.river.go.jp/>
- ・J-SHIS（地震ハザードステーション） <http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

＜国土交通省ハザードマップ（洪水）の例＞



浸水の想定区域が着色されています。これを基に、自社、取引先等の立地が、どのような被害となりそうかを予測します。また、周辺道路が災害時にも利用できそうか、電気、水道、ガス等も継続利用が可能かという点を推測するための基礎資料としても活用できます。

- ✓ このような被害想定を基に、「ヒト（人員）」「モノ（建物・設備・インフラ）」「カネ（リスクファイナンス）」「情報」の4つの切り口から自社にどのような影響が生じるかを考えます。
- ✓ 連携事業継続力強化計画では、連携企業の中で想定する災害等を決定し、その中でどのような連携を図るかを検討することになります。
【例】
 - ・南海トラフ地震では○社の被災が想定され、×社に対する影響は・・・
 - ・連携企業が集積する〇〇地区では、台風等の水害により、〇〇の影響
- ✓ また、連携企業の中で既に被害想定を検討している企業が存在する場合は、その結果を共有することも効率的です。

3. (1) 申請に向けた検討ステップ

検討のステップ (3/4)

【STEP3 初動対応の検討】

- ✓ 次に、災害等が発生した直後の初動対応を検討します。連携事業継続力強化計画において、災害等が発生した場合は、個者で以下の取組が求められます。
 - ① 人命の安全確保
 - ② 非常時の緊急時体制の構築
 - ③ 被害状況の把握・被害情報の共有
- ✓ 上記の個々の取組に加え、連携企業間の
 - ① 指揮命令体制の整備
 - ② 被害状況の集約と情報発信についても検討を行います。

【STEP4 ヒト、モノ、カネ、情報への対応】

- ✓ STEP2で検討したヒト、モノ、カネ、情報への影響を踏まえ、連携型では連携企業間でどのような対策を実行することが適当か検討します。これには、
 - ① 非被災企業から人員を派遣する
 - ② 非被災企業で代替生産を行う
 - ③ 団体保険・共済へ加入する
 - ④ 共同で自家発電設備や重要情報のバックアップサーバーを設置する等が考えられます。詳細は本手引きのP54～を参照ください。

【STEP5 平時の推進体制】

- ✓ 連携企業における平時の推進体制を検討します。連携企業をとりまとめる事務局を設置し、定期的な会合を開催し、連携事業継続力強化計画の内容確認を行うこと等が考えられます。
- ✓ 定期的に連携企業間で訓練や教育を行うことも検討します。

3. (1) 申請に向けた検討ステップ

検討のステップ (4/4)

※自然災害対策の計画に、感染症対策を追加することの検討をお願いします

国は、自然災害等の発生時における中小企業の事業継続力を強化するため、令和元年、「中小企業強靱化法」を施行しました。同法の対象となるリスクには感染症のリスクも含まれますが、頻発する自然災害への対応が法律制定の背景にあったこともあり、自然災害リスクが中心となっていました。

他方、新型コロナウイルス感染症が拡大するなど、感染症のリスクが顕在化し、今後も感染症が拡大する可能性があることから、対策を講じることが必要です。既に自然災害に対する事業継続力強化計画を策定している中小企業の皆様におかれましても、本手引きを元に、感染症対策を追加した計画の策定に取り組んでいただくようお願いします。（※既に認定を受けた計画を変更する場合は、変更の申請（P15参照）が必要です。）

	全脅威共通の取組	地震対策	洪水対策	感染症対策
リスク想定	経営資源への影響等	建築物の倒壊 等	機械設備の浸水による破損 等	市民の外出自粛に伴う売上減少 等
事前対策	リスクファイナンス対策の検討 等	避難経路の確保、緊急参集要因の職員の選定等		マスク等の備蓄在宅勤務の実施のための環境整備 等
		設備の固定 等	排水ポンプの導入等	
事後対策	緊急時体制の構築方法や移行基準 等	被害情報の共有方法を決めておく 等		
		安否確認、避難誘導 等		時差出勤の導入 等
継続的改善	年に一度以上の訓練の実施 訓練の実施状況等を踏まえた計画の見直し 等			

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

認定申請書の入手方法

申請書様式類は中小企業庁の公式HPからダウンロードしてください。

■ 沖縄県

沖縄総合事務局 中小企業課
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
電話:098-866-1755

事業継続力強化計画等申請書様式一覧

● 事業継続力強化計画申請様式

【記入用】(WORD形式: 34KB)  (令和元年9月5日更新)

【チェックシート】(EXCEL形式: 26KB)  (令和2年6月15日更新)

● 連携事業継続力強化計画申請様式

【記入用】(WORD形式: 41KB)  (令和元年9月5日更新)

【チェックシート】(EXCEL形式: 27KB)  (令和2年6月15日更新)

【連携者に大企業が所在する場合のみ】大企業連携事業継続力強化計画同意書(WORD形式: 17KB)  (令和元年11月29日)

● 認定事業継続力強化計画変更申請様式

【記入用】(WORD形式: 38KB)  (令和元年8月14日更新)

【チェックシート】(EXCEL形式: 28KB)  (令和2年6月15日更新)

【実施状況報告書】(WORD形式: 21KB)  (令和元年11月29日)

● 認定連携事業継続力強化計画変更申請様式

【記入用】(WORD形式: 45KB)  (令和元年8月14日更新)

【チェックシート】(EXCEL形式: 29KB)  (令和2年6月15日更新)

【実施状況報告書】(WORD形式: 18KB)  (令和2年1月17日)

事業継続力強化計画策定の手引き

※更新箇所については、本手引きの最終ページに記載されているお問い合わせ先までご連絡ください。

感染症対策を踏まえた連携事業継続力強化計画については、後日公表します。



ダウンロードの方法

- 以下のHP（中小企業庁の公式HP）にアクセスし、ダウンロードしてください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

（中小企業庁ホームページ → 経営サポート → 経営安定支援・BCP → 事業継続力強化計画）

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

認定申請書（表紙）の記載方法

認定申請書（表紙）には申請者の住所、名称、代表者の役職及び氏名を記載します。**※押印は不要となりました。**

様式第30

連携事業継続力強化計画に係る認定申請書

主たる拠点が所在する都道府県を管轄する各
経済産業局長としてください（P14）

〇〇経済産業局長 殿

住 所
名 称

代表者の役職及び氏名

申請日を記載してください

年 月 日

省略等はせず、正式名称で
記載してください

押印は不要

中小企業等経営強化法第58条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



注意点

- ✓ 連携の代表者1者（取り纏め企業で**必ず中小企業者であること**）のみが記載してください。
- ✓ 押印は不要となりました（令和2年12月28日～）。
- ✓ 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

1. 名称等 (1) 代表者

申請企業の基本情報を記入します。

業種は日本標準産業分類の中分類を記載してください。

1	名称等		
	(1)代表者		
	フリガナ	カブシキガイシャチュウショウキギョウ	
	事業者の氏名又は名称	株式会社中小企業	
	代表者の役職名及び氏名	代表取締役 中小 太郎	
	資本金又は出資の額	1,000万円	常時使用する従業員の数 100名
	業種	非鉄金属製造業	
	法人番号	●●●●●●●●●●●●●●●●	設立年月日 1993年●月●日



注意点

- ✓ 事業者の氏名又は名称にはフリガナを記載してください。
- ✓ 個人事業主等、資本金を有しない場合や法人番号（13桁）が指定されていない場合は、「法人番号なし」と記載してください。
- ✓ 業種は日本標準産業分類の中分類を記載してください。
（日本標準産業分類コード：<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>）
※判断に迷われる際は、最寄りの経済産業局等にお問い合わせください
- ✓ 事業者の氏名又は名称において、例えば者名がカタカナ、アルファベット等を使用されている場合でも、フリガナを明記してください。

(2) 連携事業継続力強化を行う中小企業者（代表者を除く。）

1	フリガナ	カブシキガイシャチュウショウキギョウ	
	事業者の氏名又は名称	株式会社中小企業	
	代表者の役職名及び氏名	代表取締役 中小 太郎	
	資本金又は出資の額	1,000万円	常時使用する従業員の数 100名
	業種	非鉄金属製造業	
	法人番号	●●●●●●●●●●●●●●●●	設立年月日 1993年●月●日



注意点

- ✓ 連携に参加する全ての中小企業者（代表者を除く）について記載してください。
- ✓ 業種は日本標準産業分類の中分類を記載してください。
（日本標準産業分類コード：<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>）

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

日本標準産業分類の中分類について (1/2)

認定申請書の「業種」に記載する内容は、以下表の中分類から選択してください。

大分類	コード	日本標準産業分類の中分類 ※以下から該当する業種を選択し、記載してください
A 農業、林業	01	農業
	02	林業
B 漁業	03	漁業（水産養殖業を除く）
	04	水産養殖業
C、鉱業、採石業、砂利採取業	05	鉱業、採石業、砂利採取業
D、建設業	06	総合工事業
	07	個別工事業（設備工事業を除く）
	08	設備工事業
E 製造業	09	食料品製造業
	10	飲料・たばこ・飼料製造業
	11	繊維工業
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）
	13	家具・装備品製造業
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
	15	印刷・同関連業
	16	化学工業
	17	石油製品・石炭製品製造業
	18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
	19	ゴム製品製造業
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
	21	窯業・土石製品製造業
	22	鉄鋼業
	23	非鉄金属製造業
	24	金属製品製造業
	25	はん用機械器具製造業
	26	生産用機械器具製造業
	27	業務用機械器具製造業
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	29	電気機械器具製造業
	30	情報通信機械器具製造業
	31	輸送用機械器具製造業
	32	その他の製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
	34	ガス業
	35	熱供給業
	36	水道業
G 情報通信業	37	通信業
	38	放送業
	39	情報サービス業
	40	インターネット付随サービス業
	41	映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業・郵便業	42	鉄道業
	43	道路旅客運送業
	44	道路貨物運送業
	45	水運業
	46	航空運輸業
	47	倉庫業
	48	運輸に附帯するサービス業
	49	郵便業（信書便事業を含む）

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

日本標準産業分類の中分類について (2/2)

大分類	コード	日本標準産業分類の中分類 ※以下から該当する業種を選択し、記載してください
I 卸売業・小売業	50	各種商品卸売業
	51	繊維・衣服等卸売業
	52	飲食料品卸売業
	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
	54	機械器具卸売業
	55	その他の卸売業
	56	各種商品小売業
	57	織物・衣服・身の回り品小売業
	58	飲食料品小売業
	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業
J 金融業：保険業	61	無店舗小売業
	62	銀行業
	63	協同組織金融業
	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
	65	金融商品取引業、商品先物取引業
	66	補助的金融業等
K 不動産業、物品賃貸業	67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
	68	不動産取引業
	69	不動産賃貸業・管理業
	70	物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関
	72	専門サービス業（他に分類されないもの）
	73	広告業
	74	技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業、飲食サービス業	75	宿泊業
	76	飲食店
	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
	79	その他の生活関連サービス業
	80	娯楽業
O 教育、学習支援業	81	学校教育
	82	その他の教育・学習支援業
P 医療、福祉	83	医療業
	84	保健衛生
	85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス業	86	郵便局
	87	協同組合（他に分類されないもの）
R サービス業（他に分類されないもの）	88	廃棄物処理業
	89	自動車整備業
	90	機械等修理業（別掲を除く）
	91	職業紹介・労働者派遣業
	92	その他の事業サービス業
	93	政治・経済・文化団体
	94	宗教
	95	その他のサービス業
	96	外国公務
S 公務（他に分類されるものを除く）	97	国家公務
	98	地方公務
T 分類不能の産業	99	分類不能の産業

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

2. 連携事業継続力強化を行う大企業者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

1	フリガナ 事業者の氏名又は名称	カブシキガイシャダイキギョウ 株式会社大企業		
	代表者の役職名及び氏名	代表取締役社長 大 太郎		
	資本金又は出資の額	20億円	常時使用する従業員の数	1,000名
	業種	食料品製造業		
	法人番号	●●●●●●●●●●●●●●●●	設立年月日	1993年●月●日

⚠ 注意点

- ✓ 連携に参加するすべての大企業について、P23同様に記載してください。
 - ✓ 連携に参加するすべての大企業について、連携事業継続力強化計画に関する同意書の写しを提出いただく必要があります。
- 同意書について、様式はございませんが、以下の図のA4紙1枚のイメージで、連携に参加する大企業から申請者（連携の代表者）に提出してください。申請者はその写しを申請書に添付し、提出する必要があります。

<同意書イメージ>

令和○年○日	
同意書	
■■株式会社	代表企業宛にご提出ください。
代表取締役 ○○ ○○ 殿	
当社は、貴社が代表となり行う連携事業継続力強化計画について、同意します。	
△△株式会社 役職 氏名	印

大企業社の事業責任者名と社員を押印ください。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

3. 事業継続力強化の目標

連携事業継続力強化を行う中小企業者及び大企業者の事業活動の概要

連携事業者の事業活動の概要を記載します。

記載例①②（自然災害、感染症共通）

連携事業継続力強化を行う中小企業者及び大企業者の事業活動の概要

（サプライチェーンにおける複数事業者の連携例）

- 当該連携は、自動車製造に関わる事業者が集まっている。これらの連携事業者は、〇〇市の税収の〇割を占める親事業者の操業再開にも関わる事業者の集まりであり、地域経済の雇用等を支える観点からも非常に重要な役割を担っている。

（組合における複数事業者の連携例）

- 本組合は、電子部品製造に関わる事業者が集まった組合である。当該組合は、電子部品製造に不可欠な〇〇の全国シェアの1割を占めており、かつ〇〇地域に集積している事業者の集まりである。連携体を組成する各社が事業を停止すると、国内における電子部品製造の供給に支障をきたすこととなる。

（地域における複数事業者の連携例）

- 当該連携は、地域の商店街の店舗が集まった連携である。当該商店街は、地域住民の生活必需品等を販売しており、近隣に商店街等がないことから、生活にとって不可欠な役割を担っている。
- 当該連携は、〇〇市の主要な中小企業や大企業が集まった連携である。連携事業者は、当該地域の雇用の多くを担っており、早期復旧がなされず事業所閉鎖等となった場合、当該自治体の人口減に繋がっていく可能性も想定される。

（その他複数事業者の連携例）

- 当該連携は、電子部品製造に関わる2事業者による連携である。連携企業は、お互いの所在地域や製品の需要がある業界に対する電子部品の供給において、重要な位置を占めている。連携体を組成する各事業者が事業を停止すると、地域産業や需要業界の生産に支障をきたすこととなる。



考え方

- ① 連携を構成する複数の事業者の事業活動の概要を記載してください。



注意点

- ① 業種等に加え、計画を作成するそれぞれの連携事業者の事業活動が担う役割（サプライチェーンで重要な部品を卸している、地域の経済・雇用を支えている等）を検討したうえで記載してください。当該記載がない場合、計画書の不備として、認定の対象とはなりません。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

3. 事業継続力強化の目標 連携事業継続力強化に取り組む目的

目的は社是等と同様のもので、災害等発生時、連携企業としてどう行動していくかという意思表示のようなものです。企業が連携しながら、何を目的として事業継続力の強化を図るのかを検討し、記載します。

記載例①②（自然災害、感染症共通）

連携事業継続力強化に 取り組む目的	(例1) - 自然災害等が発生した場合においても、生鮮食品の供給を安定的に継続できるよう、組合員企業が連携して事業継続力強化に取り組む。 (例2) - 自然災害等が発生した場合においても、C社をトップとするサプライチェーンが機能するよう、A社及びB社が連携してエンジンの供給を安定的に継続するため、サプライチェーンを構成する各企業が一体となって事業継続力強化に取り組む。 (例3) - 自然災害等が発生した場合や感染症が流行した場合等において、早期に事業が再開できなければ、外国人観光客の客足が遠のいてしまうことが想定されるため、旅館含め地域が連携して事業継続力強化に取り組む。
----------------------	--

考え方

- ① P27で検討した連携企業が担う役割を踏まえつつ、下記の観点について連携企業の理念等と照らし合わせて考えてください。
- ② 事業継続力強化計画作成指針第2ーイ（P17下段参照）の考えに基づき、自社が被災した場合のサプライチェーンや地域経済への影響度や、従業員に対する会社の姿勢について、可能な限り具体的に記載してください。
 - ・ 供給責任を果たす
 - ・ 地域社会の安全確保
 - ・ 災害協定の締結による災害ダメージの軽減
 - ・ 顧客・取引先や地域経済に対する影響
 - ・ 従業員やその家族に対する責務
 - ・ 事業継続力強化に当たっての理念や基本的な方針
 - ・ 自社の企業理念や経営方針

具体例

- ・ 医療品や燃料等社会的な供給責任のある物を供給し続ける
- ・ 観光業、小売業等では来客者（顧客）の安全を確保し、早期に安全な場所まで避難させる
- ・ サプライチェーンを途絶させないよう、製品・サービスを供給する
- ・ （スーパー等）連携して事業をできる限り継続し、地域の顧客に商品を提供し続ける

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

3. 事業継続力強化の目標

事業活動に影響を与える自然災害等の想定(1/2)

ハザードマップ等を用いて連携事業者の事業活動に影響を与える自然災害等を1つ以上想定します。

記載例①②(自然災害、感染症共通)

事業活動に影響 を与える自然災 害等の想定	☐ 全ての連携事業者が、自らの全ての拠点についてハザードマップ等によって自然災害等のリスクを認識している。 (認識している場合は、チェック。) (具体的な内容) どのような自然災害等を想定しているかを記載する。 遠隔地の複数の事業者が連携するケースの場合は、影響を与える災害等を想定して記載する。 ◆記載例その1(同一地域) 当該地域は南海トラフ地震で大きな揺れが想定され、また一部の連携事業者は津波被害が想定される地域に事業所を有しており、これらの被害が想定される。 また、当該地域は、〇〇川流域にあり、当該河川については、洪水の可能性があり、一部の連携事業者は洪水が想定される地域に事業所を有しており、ハザードマップ上も浸水想定地域とされており浸水被害が想定される。 これらの災害で、直接・間接の被害を受けることが想定される。 ◆記載例その2(遠隔地域間) 連携事業者の一部が所在する地域では、震度6強の地震が想定されている。一方、別の連携事業者が所在する地域においても、〇〇地震の発生が想定されるとともに、〇〇川の洪水により一部の連携参加事業者に甚大な浸水被害(床上浸水以上)が想定される。 更には、一部の連携事業者が所在する地域では、感染症拡大等の影響に伴い、事業の継続に支障を来すことが想定される。
--------------------------------------	---



考え方

- ① ハザードマップやJ-SHIS(地震ハザードステーション)等を確認し、連携事業者の事業活動に甚大な影響を与える可能性が高い自然災害等を記載してください。
- ② 全ての連携事業者が、自らの事業継続上、必要な拠点についてハザードマップやJ-SHIS等によって自然災害等のリスクを認識していることを確認した上で、チェックボックスにチェックを入れてください。
- ③ 震度や想定浸水等は具体的に記載してください。
- ④ 間接被害(主要な取引先が〇〇災害が想定される地域に所在している等)による影響が想定される場合は、そのような影響を記載してください。



注意点

- ✓ 自然災害等の想定は一つ以上記載してください。
- ✓ 遠隔地の複数の事業者が連携する場合は、一番大きな被害が想定される代表的な災害を記載してください。全ての事業者の想定災害を記載する必要はありません。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

3. 事業継続力強化の目標

事業活動に影響を与える自然災害等の想定 (2/2)

【自然災害におけるリスクの想定】

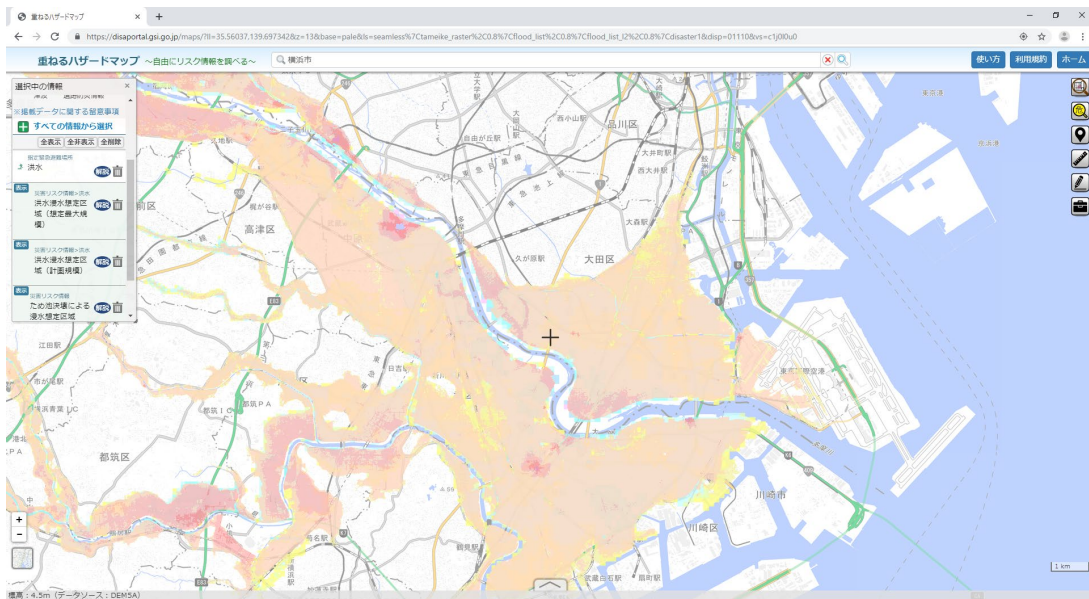
ハザードマップの確認方法

ハザードマップの確認方法について解説します。

＜ハザードマップの入手方法＞

- ・ 地域の自治体HP
- ・ 国土交通省ハザードマップポータルサイト：<https://disaportal.gsi.go.jp/>
- ・ 国土交通省川の防災情報：<https://www.river.go.jp/>
- ・ J-SHIS（地震ハザードステーション）：<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

＜国土交通省ハザードマップ（洪水）の例＞



- ・ 浸水の想定区域が着色されています。
- ・ ハザードマップに基づき、自社、取引先等の立地状況を確認し、どの程度の被害となりそうかを確認します。
- ・ また、ハザードマップは、災害時の周辺道路の利用確認や、電気、水道、ガス等の継続利用の可否を想定する基礎資料としても活用できます。これを基に、自社、取引先等の立地が、どのような被害となりそうかを確認します。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

【感染症拡大に伴うリスクの想定】

感染症に関する情報の収集

- 感染症の状況については、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化します。こうしたことから、日頃から最新かつ、正確な情報を入手することにより、地域の感染状況等を把握しておくことが大切です。
- 例えば、厚生労働省のホームページでは、都道府県別の新型コロナウイルス感染者の発生状況を毎日更新しています。加えて、自治体等のHP等にも公表されている都道府県等もありますので、併せてご確認ください。（厚生労働省HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00016.html）

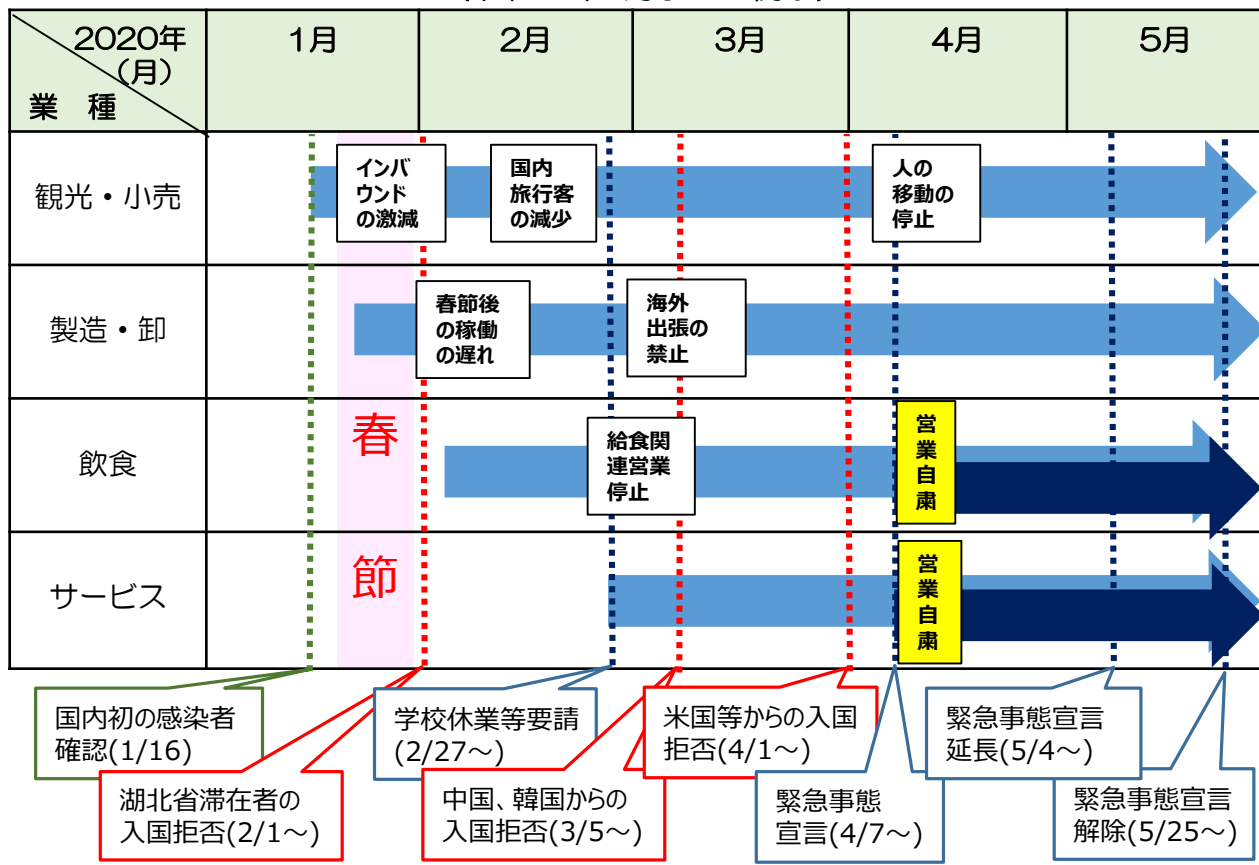
- 内閣官房が、180を超える業界団体が作成した業種別の新型コロナウイルス感染予防等のガイドラインを公表しましたので、ご参照下さい（令和2年12月11日現在）。（内閣官房HP：<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>）

感染症のリスクによる影響とは

感染症のリスクの大きな特徴は、人と人の接触自体がリスクになることです。このため、感染症拡大局面においては、人の移動が制限されることにより、事業活動に大きな制約が生じる場合があることに注意が必要です。例えば、感染症の拡大により、以下のような影響が懸念されます。

- ①従業員自身や家族の発症に伴う就労の困難
- ②学校の閉鎖や介護サービスの停止等により社員従業員等の出社が困難
- ③消費者行動の変化や行政からの外出自粛要請などによる景況の変化による事業活動への大きな影響
- ④取引先等においてクラスターが生じ、一時取引停止となるおそれ

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大が中小企業の事業活動に及ぼした影響】 （令和2年5月までの例示）



3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

3. 事業継続力強化の目標

自然災害等の発生が事業活動に与える影響（1/6）

P29で想定した自然災害等の発生により、連携事業者の事業活動に生じる影響を検討し、記載します。

記載例①（自然災害のみ）

自然災害等の発生が事業活動に与える影響	連携における自然災害等のリスクにより具体的な影響について、人・モノ・金・情報についてそれぞれ記載する。 ☐ 全ての連携事業者が、人・モノ・金・情報の観点から、自然災害等のリスクによって受ける影響を分析した。（認識している場合は、チェック。） （人員に関する影響） - 被災した連携参加事業者において、想定される災害により社員の多くが出勤できなくなる可能性がある。 （建物・設備に関する影響） - 想定される地震により、一部の連携事業者において揺れにより事務所・工場の倒壊の可能性がある。 - 想定される洪水により、一部の連携事業者において浸水により、建物・設備の水没被害の可能性がある。 （資金に関する影響） - 想定される自然災害等により、一部の連携事業者において、速やかな事業再開ができないため、売上が立たず、運転資金や復旧資金の確保が困難となる可能性がある。 （情報に関する影響） - 想定される自然災害等により、一部の連携事業者において、通信網の途絶等により外部サーバーや、自社設備の被災によりオフィス内のサーバーが利用できなくなり、事業活動に必要な情報入手が困難となる可能性がある。 （その他の影響） - 周辺の交通網の寸断や風評被害等により、当該地域へのモノの発注や観光客等が来なくなる可能性がある。
---------------------	--



考え方

- ① 全ての連携事業者が、ヒト・モノ・カネ・情報の観点から、自社の自然災害等のリスクによって受ける影響を分析したことを確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。
- ② P29で想定した自然災害等の発生により連携事業者の事業活動に与える影響をヒト（人員）、モノ（建物・設備）、カネ（資金）、情報、その他（インフラ障害や取引先の被災等による間接被害）の観点から検討し、記載してください。
- ③ 影響を考える際はP35以降を参考にしてください。



注意点

- ✓ 連携型においては個者それぞれの被害について記載する必要はありません。連携企業全体における主な影響を記載してください。
- ✓ 連携事業者が影響を受ける可能性が低い項目については、「影響度合いを検討した結果、連携事業者のオフィス等は耐震性が高いため倒壊の可能性が低く影響を受けない」等、影響を受けないと判断した理由を記載してください。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

記載例②（感染症対応を含む）

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

自然災害等の発生が事業活動に与える影響

連携における自然災害等のリスク及び、感染症によるリスクによる具体的な影響について、人・モノ・金・情報について記載する場合は以下の通り。

□全ての連携事業者が、人・モノ・金・情報の観点から、自然災害等のリスクによって受ける影響を分析した。
(認識している場合は、チェック。)

(人員に関する影響)

○自然災害による影響

- ・被災した連携参加事業者において、想定される災害により社員の多くが出社できなくなる可能性がある。

○感染症による影響

- ・国内で感染症の発生が確認された場合には、一部の連携事業者において、移動の制限や行政からの外出自粛要請等により、店舗等における必要な人員が確保できなくなる可能性がある。
- ・国内で感染症が拡大し、社員本人又は家族が感染した場合は、長期間出勤できなくなる従業員が複数発生する可能性がある。

これら被害が事業活動に与える影響として、従業員が専属で担当していた顧客に関する情報や業務の引き継ぎが滞る、加えて営業等の停止を検討せざるを得なくなり、顧客に迷惑をかけることなどが想定される。

(建物・設備に関する影響)

○自然災害による影響

- ・想定される地震により、一部の連携事業者において揺れにより事務所・工場の倒壊の可能性がある。
- ・想定される洪水により、一部の連携事業者において浸水により、建物・設備の水没被害の可能性がある。

○感染症による影響

- ・国内で感染症の発生が確認された場合には、一部もしくは全ての連携事業者において、マスクや消毒液等の衛生用品が入手しづらくすることにより、社員の感染防止対策を講じることができなくなる。
- ・国内で感染が拡大した場合には、一部もしくは全ての連携事業者において、共有物等に病原体が付着し、感染拡大の防止のための設備・備品等を用意するためのコストが想定され、営業活動が一時的に停止すること等が想定される。

(資金に関する影響)

○自然災害による影響

- ・想定される災害により、一部の連携事業者において、速やかな事業再開ができないため、売上が立たず、運転資金や復旧資金の確保が困難となる可能性がある。

○感染症による影響

- ・国内で感染症の発生が確認された場合には、一部の連携事業者において感染拡大防止の目的から従業員の出勤率を下げたことにより生産ラインの稼働率の低下が想定される。
- ・国内で感染が拡大し、行政から外出自粛要請等が出された場合には、一部の連携事業者において商品の需要(消費)等が落ち込むことが想定され、外出自粛が長期化すれば、運転資金が逼迫し、その間、資金調達ができなければ、運転資金が枯渇することが想定される。

(情報に関する影響)

○自然災害による影響

- ・想定される災害により、一部の連携事業者において、通信網の途絶等により外部サーバーや、自社設備の被災によりオフィス内のサーバーが利用できなくなり、事業活動に必要な情報入手が困難となる可能性がある。

○感染症による影響

- ・国内で感染症が発生し、拡大した場合には、一部の連携事業者において、在宅勤務の実施時に、従業員のパソコンから重要情報が漏えいし、取引先への信用を失う等の影響が想定される。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

記載例②（感染症対応を含む）続き

自然災害等の発生が事業活動に与える影響	(その他の影響) ○自然災害及び感染症における影響 被災や公共交通機関の停止、また、国内で感染が拡大したことに伴う人や物資の移動制限の影響により、一部の連携事業者において、1週間程度、原料である鋼材の調達が困難になれば、最終製品の出荷が不可能になるおそれがある。 これら被害が事業活動に与える影響として、取引先と約定通りの、製品納入を行えないなどの事態が想定される。
---------------------	--



考え方

- ① P29～で想定した自然災害等の発生により、カネ（資金）、情報、その他（インフラ障害や取引先の被災等による間接被害）の観点から、自然災害及び感染症による影響を記載してください。
- ② 外部インフラの途絶や感染症拡大期の人や物資の移動制限により、類似の影響が想定されるケースもあります。その様な場合には、共通の影響と記載いただいても結構です。
- ③ 感染症においては、以下の点からリスクを想定する必要があります。
 - (1) 人と人の接触がリスクとなること。
 - (2) 新型コロナウイルスの感染拡大局面においては、公衆衛生維持の観点から、新型インフルエンザ等対策特別措置法などの法令に基づいて国と自治体から自粛要請が行われ、事業活動の制約が生じること。
 - (3) 復興局面への移行は、国や自治体による判断に依存せざるを得ないこと。
※このため、「社会機能維持事業」以外の業務は、国と自治体の自粛要請により一定期間、事業活動に制約を受ける可能性があります。
- ④ 感染症対策に係る「資金繰りに関する影響」については、自然災害と異なり復旧費用ではなく「当面の資金」が必要となります。他方、日々刻々と変化する感染状況等により「当面」の期間が長期化するなど、見通しがつかないことも想定されるため、「自然災害による資金繰りに関する影響」とは、異なる考え方で影響を想定することが必要です。

【感染症の種類について】

本計画では、自社の事業活動に影響を与える「自然災害等」を想定することが必要です。事業者にとって影響を与える感染症の種類は各者により様々ですが、例えば「感染症の予防及び感染症の患者に関する法律」では、感染症を以下の通り定めていますので、ご参照ください。

- ・一類感染症・・・エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱 等
- ・二類感染症・・・結核、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1） 等
- ・三類感染症・・・コレラ、細菌性赤痢、腸ナフス 等
- ・四類感染症・・・黄熱、鳥インフルエンザ（H5N1を除く。） 等
- ・その他（五類感染症 等）
- ・指定感染症・・・当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの

（新型コロナウイルス感染症等※令和2年1月28日時点）

出典：e-GOV「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC0000000114#901>

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?datald=78ab7336&dataType=O&pageNo=1

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

3. 事業継続力強化の目標

自然災害等の発生が事業活動に与える影響 (2/6)

被害想定のお考え方

ここでは「事象」と「脆弱性」を使った影響の考え方を解説します。

事象と脆弱性

- ① 事象：自然災害等によって全般的に発生する事象

(例1) 地震により大きな揺れに見舞われる
大雨・洪水・高潮・津波により浸水する
ガスが停止する
高速道路が通行止めとなる 等

(例2) 感染症拡大の影響により人と物資の移動制限が発生する
行政からの外出・営業自粛要請により売上が急減する

- ② 脆弱性：有事の際に想定しうる、事業継続を阻害する自社の弱点

(例1) 緊急時に適切な対応を取れるメンバーが限られている
予想される震度に対し、建物の耐震対策が行われていない
保険等による建物や設備破損等への補償が不十分である
データのバックアップを実施していない 等

(例2) 物資調達先を国外に大きく依存している
テレワーク環境の導入が行われていない
当面の危機に対しての十分な資金が確保できていない

影響の考え方

事象と脆弱性を考慮した際に、自社が受けると想定される内容が「影響」です。ここでは、「事象」と「脆弱性」を掛け合わせて考えていただきます。

(例1)

- ① 事 象：地震により大きな揺れに見舞われる
② 脆弱性：予想される震度に対し、建物の耐震対策が行われていない
③ 影 響：××地震等により、震度××以上の揺れに見舞われた場合、△△の耐震対策が行われていないためXXが生じる

(例2)

- ① 事 象：感染症拡大の影響により人と物資の移動制限が発生する
② 脆弱性：当面の危機に対しての十分な資金が確保できていない
③ 影 響：資金調達が困難になり、経営が逼迫、従業員の雇用の維持も難しくなる。

次ページ以降で「事象」「脆弱性」について例示していますので、二つを掛け合わせて自社の想定される「影響」を考えてください。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

3. 事業継続力強化の目標

自然災害等の発生が事業活動に与える影響 (3/6)

事象リスト

想定される自然災害等から事象例を記載しています。「事象リスト」とP37以降の「脆弱性リスト」を掛け合わせ、どのような事業活動に与える影響が発生するのかを検討してみましょう。

区分	事象
地震	地震により大きな揺れに見舞われる
水害	大雨・洪水・高潮・津波により浸水する
	土砂が敷地内に流れ込む
風害	強風が生じる
火災	火災が生じる
ライフライン	停電する
	ガスが停止する
	断水する（上下水道が利用停止となる）
	通信障害により電話・メール・インターネットが利用できない
交通	電車が止まる
	高速道路が通行止めとなる
	一般道が通行止めとなる
	港湾が利用停止となる
	空港が利用停止となる
	落橋が生じる
供給不足	食料、物資が不足する
	燃料が不足する
感染症	人の移動の制限や物資供給の途絶が発生する
	行政からの外出・営業自粛要請により売上が急減する

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

3. 事業継続力強化の目標

自然災害等の発生が事業活動に与える影響（4/6）

脆弱性リスト（1/3）

「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」の観点から事象例（想定される自然災害等の例）を記載しています。前ページの「事象リスト」と掛け合わせ、どのような事業活動に与える影響が発生するのかを検討してみましょう。

区分	脆弱性	災害の種類
ヒト	在宅・リモートで実施できない業務がある	全て
	業務スキルを有したメンバーが限られている	全て
	業務の実施に当たり多数の人員を必要とする	全て
	災害対策に関して最新の情報が不足している、緊急時に協力先が限られている	全て
	緊急時に適切な対応を取れるメンバーが限られている	全て
	従業員へ感染予防策が徹底されていない	感染症
	感染拡大時に対応できる勤務形態や雇用維持策が検討できていない	感染症
モノ	従業員数に対し、十分な量の物資を備蓄していない	全て
	上下水道の停止に備えた対策が行われていない	全て
	出火する可能性のある電機設備に対して出火防止の対策が行われていない	全て
	ガス、火気、化学物質を用いており、揺れや浸水による二次災害の防止策が行われていない	全て
	自社設備が使用不可になった場合の対応策（代替拠点、代替生産先等）が検討されていない	全て
	取引先が災害対策を行っていない	全て
	事業に必要な資源の調達先を把握していない	全て
	非常時における電源の確保策を行っていない	全て
	非常時の輸送手段が確保されていない	全て
	在宅勤務実施のための環境の整備を行っていない	全て

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

3. 事業継続力強化の目標

自然災害等の発生が事業活動に与える影響 (5/6)

脆弱性リスト (2/3)

区分	脆弱性	災害の種類
モノ	予測される震度に対し、建物の耐震対策が行われていない	地震
	予測される震度に対し、設備の耐震対策が行われていない	地震
	ガラスの破損に備えた対策が行われていない	地震
	照明、天井の落下に備えた対策が行われていない	地震
	高所から重量物が落下する	地震
	浸水対策が行われていない	水害
	浸水想定よりも低い位置に物品が保管されている	水害
	原材料の調達先の多くを国外に依存している	感染症
	マスクや消毒液等の衛生用品を備蓄していない	感染症
カネ	保険等による建物や設備損壊等への補償が不十分である	全て
	災害直後の運転資金に対する補償が不十分である	全て
	事業停止に備え、共済等への加入を実施していない	全て
	資金の積み立て未実施により、災害時に使える現金がない	全て
	感染症の影響により長期にわたる売上の大幅な減少に対応できる資金力がない	全て
	事業転換を図りたいが元手資金がない	感染症
	資金不足で感染防止対策のための設備導入ができない	感染症

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

3. 事業継続力強化の目標

自然災害等の発生が事業活動に与える影響 (5/6)

脆弱性リスト (3/3)

情報	浸水の想定に対し、システムが適切な場所に設置されていない	水害
	データのバックアップを実施していない	全て
	バックアップデータを近隣の施設で保管している	全て
	在宅・リモートによる業務環境を構築していない	全て
	在宅勤務時の情報漏えいの対策が検討できていない	全て
	情報収集・発信、共有の仕組みができていない	全て
その他	物流の混乱に備えた代替ルートが確保されていない	全て
	取引先の被災に備えた物資の備蓄等を行っていない	全て

新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）とは？

→ 新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として制定され、平成24年5月に公布されました。（特措法第1条）また、暫定措置として、令和2年3月に新型コロナウイルス感染症をこの特措法の適用対象とする改正が行われました。

緊急事態宣言に関すること（特措法32条）

①新型インフルエンザ等緊急事態宣言とは？

→ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言とは、季節性インフルエンザに比べて重篤になる症例が国内で多く発生し、全国的な急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼす場合に、政府対策本部長（内閣総理大臣）が、①期間、②区域、③事案の概要を特定して宣言するものです。この宣言の後、都道府県知事は、より具体的な期間や区域を定め、不要不急の外出自粛や施設の使用制限の要請といった緊急事態措置を講ずることができるようになります。

緊急自体措置の①期間や②区域はどうやって決まるの？

→ 実際に設定する期間や区域については、新型インフルエンザ等緊急事態の発生時に、新型インフルエンザ等の流行状況等を総合的に勘案し、専門家の意見を踏まえて決定されます。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(1) 連携事業継続力強化における連携の態様(1/2)

連携の態様を代表的な類型を基に検討し記載します。

記載例(①②自然災害、感染症共通)

☐ 組合等を通じた水平的な連携である。(該当する場合は、チェック。)
(具体的な内容)

- 遠隔地にある同業(〇〇業)の2つの組合による連携である。双方の組合のいずれかが被災した場合に備えて、早期復旧に向けた取組支援や代替生産等を想定した連携となっている。

☐ サプライチェーンにおける垂直的な連携である。(該当する場合は、チェック。)
(具体的な内容)

- 建築資材製造のサプライチェーンが集まった連携であり、参加事業者は、全国各地域に点在しており、親事業者である〇〇株式会社も参加している。

☐ 地域における面的な連携である。(該当する場合は、チェック。)
(具体的な内容)

- 〇〇市の主要な企業(例 〇〇市の雇用の1割を担う)が集まった連携であり、参加事業者の多くは、〇〇市内に事業所を有している。また、連携には大企業が参加するとともに、当該〇〇市役所等とも災害時の連絡を図り、避難所運営や道路啓開に関する協力・調整先として連携を図ることとしている。

☐ その他の連携の態様である。(該当する場合は、チェック。)
(具体的な内容)

- 上記3つの連携が混じるような取組である場合、その旨記載する。
- 中小企業の持株会社とそれに関係する事業会社が複数集まって取り組む連携の場合は、当該部分に記載してもかまわない。
- 〇〇市と隣接している□□市の電子部品製造に関わる2事業者による連携である。連携企業は、平時からお互いの不得意分野の補完、共同生産・受注・販路開拓に取り組んでおり、自然災害等の発生時においては、「お互い様連携」を通じて災害対策の強化を図っている。



考え方

- ① P41の連携モデルの類型を参考に、「組合等を通じた水平連携」、「サプライチェーンにおける垂直連携」、「地域における面的連携」のどの類型に該当するか検討し、該当のチェックボックスにチェックを入れてください。
- ② 検討の結果、いずれの類型にも該当しない場合には、「その他の連携の態様である」にチェックを入れてください。
- ③ 「具体的な内容」には、それぞれの連携事業者の役割、連携事業継続力強化の実施体制(幹事社の選定、事務局の設置等)を検討し、具体的な内容を記載してください。

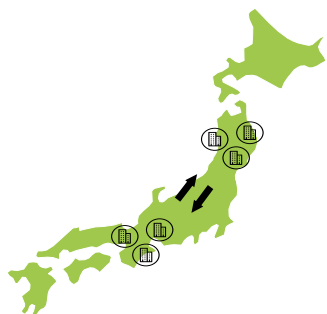
3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(1) 連携事業継続力強化における連携の態様 (2/2)

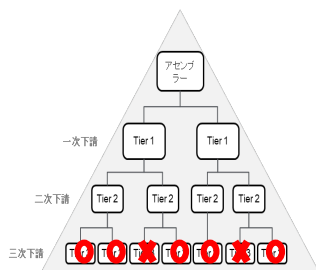
連携モデルの類型

組合等を通じた水平的な連携



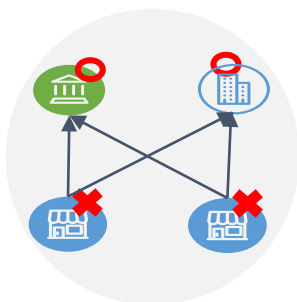
- ✓ 同業種又は異業種に属する複数の中小企業者で構成される。
- ✓ 代替生産の実施、復旧等に必要な人員や設備の融通、原材料・部品の確保の協力、車両・倉庫等の相互利用、災害対応設備等の共同導入・利用等、複数の中小企業者が連携して事業継続力強化に取り組む。

サプライチェーンにおける垂直的な連携



- ✓ 原材料・部品等の需給関係にある複数の親事業者や中小企業者で構成される。
- ✓ 水平的な連携での取組に加え、親事業者を中心に、下請中小企業者の事業継続力強化に向けたセミナーの開催、被害状況の共有と迅速な復旧支援に向けた体制の構築等、複数の親事業者や中小企業者が連携して事業継続力強化に取り組む。

地域における面的な連携



- ✓ 工業団地、商店街、卸団地、地域の商工業者における親睦団体その他の地縁的な関係を有する複数の中小企業者で構成される。
- ✓ 水平的な連携での取組に加え、地方公共団体や自治会組織等、地域の復旧活動に関わる関係機関との協力関係の構築等、地域における面的連携により、事業継続力強化に取り組む。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容 (2) 連携事業者間の協定等の整備状況

連携事業継続力強化に関する意思・合意事項を明確化します。

記載例 (①②自然災害、感染症共通)

連携事業者において連携事業継続力強化計画に基づき、災害等発生時における施設の被害状況及び地域の状況等の必要な情報提供を行うものとし、状況に応じて施設の融通・代替生産を実施していく旨、合意している。

考え方

- ① 連携事業者の全ての者において、当該取組を行っていくことについて合意が取れていること等を記載してください。
- ② 必要に応じて、協定書・秘密保持契約書の作成を検討してください。
- ③ 既に合意書や協定等が締結されている場合、その写しを添付してください。

注意点

- ✓ 製造技術・ノウハウ等については、連携事業者間で十分協議を行い、営業秘密の漏えい防止対策を合わせて講ずる等、適切な対策を講ずることが求められます。

具体例

合意事項としては例えば以下のようなものが挙げられます。

- ・ 被災した連携事業者の生産設備が復旧した段階で、代替生産関係を解消し、当該連携事業者の受注に戻すこと
- ・ 製造技術・ノウハウ等の守秘義務に関すること
- ・ 平時からの製造技術・ノウハウの共有化 等

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(2) 連携事業者間の協定等の整備状況（協定書サンプル簡易版）

災害時における企業間相互の対応に関する協定書

株式会社〇〇（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）は、災害等発生時における対応について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震及び風水害等の災害及び感染症拡大等が発生した場合（以下「災害等発生時」という。）における甲、乙間の円滑な連携及び対応が図られるよう必要な事項を定める。

（対応責任者）

第2条 甲及び乙は、災害等発生時における対応が円滑に行われるよう、それぞれ責任者を定めるものとする。

（災害等発生時の連絡体制）

第3条 甲及び乙は、災害等発生時における連絡体制及び連絡方法について定めるものとする。

（災害等発生時の対応マニュアル）

第4条 甲及び乙は、災害等発生時の対応手順をマニュアルとして策定するものとする。

（災害等発生時の情報提供）

第5条 甲及び乙は、災害等発生時における施設の被害状況及び地域の状況等の必要な情報提供を行うものとする。

（災害等発生時の連携）

第6条の1 甲及び乙は、災害時に、以下の内容について連携し、協力し合うものとする。

- ・ 応援人員派遣
- ・ 援助物資の搬送
- ・ 非常用物資・非常用電源・燃料・用水等の相互提供
- ・ 施設や設備の融通
- ・ 代替生産
- ・ 生産や販売等の補完
- ・ 原材料や部品の確保

第6条の2 甲及び乙は、感染症等の拡大時において、以下の内容について連携し、協力し合うものとする。

- ・ 衛生備蓄用品の融通、相互共有
- ・ 感染者が社員に発生し、営業停止となった場合の取引先への製品の代替供給。
- ・ 支援策等の情報共有

（防災訓練）

第7条 甲及び乙は、毎年度、災害等発生時における対応について、可能な範囲で合同訓練を行うものとする。

（意見交換会等）

第8条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について必要な意見交換会等を開催するものとする。

（協定の検証）

第9条 甲及び乙は、毎年度、第3条の規定に基づく連絡体制から、第7条の規定に基づく防災訓練等について検証を行い、必要があれば見直しを行うものとする。

（必要経費）

第10条 甲及び乙は、本協定により必要経費が発生した場合は、負担等について別途協議を行うものとする。

（疑義）

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、別に甲乙協議して定める。

（協定の期間）

第12条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇 代表取締役
〇〇 〇〇 印

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇 代表取締役
〇〇 〇〇 印

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(2) 連携事業者間の協定等の整備状況（協定書サンプル詳細版）

災害等発生時における企業間相互の対応に関する協定書

株式会社〇〇（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）は、災害等発生時における対応について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震及び風水害等の災害及び感染症拡大等が発生した場合（以下「災害等発生時」という。）における甲、乙間の円滑な連携及び対応が図られるよう必要な事項を定める。

（対応責任者）

第2条 甲及び乙は、災害等発生時における対応が円滑に行われるよう、それぞれ責任者を定めるものとする。

（災害等発生時の連絡体制）

第3条 甲及び乙は、災害等発生時における連絡体制及び連絡方法について定めるものとする。

（災害等対策本部の設立）

第4条 甲及び乙は、災害等発生時に以下の基準を満たす時、共同で災害対策本部を設置するものとする。

- ・震度〇以上の地震が発生した場合
- ・大規模な水害の危険性が予測され災害対策本部長が必要と認めた時
- ・気象庁より特別警報が出された時
- ・感染症拡大の影響に伴い、所在する地域において外出自粛要請等が発出された時

（災害等対策本部長の指名）

第5条 甲及び乙が共同で設置する災害等対策本部の本部長は、〇〇とする。

（災害等対策本部向け資機材の備蓄）

第6条 甲及び乙が共同で設置する災害等対策本部向けに、以下の資機材を〇〇に備蓄する。その費用負担は〇〇とする。

- ・食料・飲料水等
- ・マンホール型トイレ
- ・チェーンソー
- ・拡声器
- ・救急薬品
- ・レスキューセット
- ・担架
- ・発電機
- ・燃料
- ・照明器具（懐中電灯、照明等）
- ・非常用電源（コードリール）
- ・ポンプ（採水用等）
- ・マスク、消毒液等の衛生用品

（災害等発生時の通信手段）

第7条 甲及び乙は、災害等発生時の通信手段として、以下を確保するものとする。

- ・固定電話
- ・携帯電話
- ・MCA無線
- ・デジタル無線
- ・衛星電話
- ・Skype等のインターネット通話機能

（災害等発生時の対応マニュアル）

第8条 甲及び乙は、災害時の対応手順をマニュアルとして策定するものとする。

（災害等発生時の脆弱性評価）

第9条 甲及び乙は、〇〇（各種インフラ・機能）の災害等発生時の脆弱性評価を平常時に行うものとする。

（帰宅困難者向け物資の備蓄）

第10条 甲及び乙は、共同で帰宅困難者向けに食料、水、懐中電灯等の物資を備蓄するものとする。

（地域貢献、被災者支援）

第11条 甲及び乙は、地域貢献、被災者支援に向けて、共同で以下を行うものとする。

- ・近隣住民・避難者の受入
- ・物資の備蓄・提供
- ・資機材の準備・提供 等

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(2) 連携事業者間の協定等の整備状況（協定書サンプル詳細版）

（災害等発生時の情報提供）

第12条 甲及び乙は、災害等発生時における施設の被害状況及び地域の状況（感染者の発生状況等含む）等の必要な情報提供を行うものとする。

（災害等発生時の人的支援）

第13条 甲及び乙は、災害時に自主的又は要請により、職員を派遣するものとする。

（災害等発生時の人員派遣のルール）

第14条 甲が乙に応援人員を派遣する場合、宿舎は〇〇を利用し、派遣手段は〇〇によるものとする。また、乙が甲に応援人員を派遣する場合、宿舎は〇〇を利用し、派遣手段は〇〇によるものとする。

（災害等発生時の応援要請の伝達方法）

第15条 甲及び乙は、災害等発生時に人員の応援を要請する際、応援を希望する人員の規模と職種を〇〇（連絡手段）を使って伝えるものとする。

（災害等発生時の業務の代替に向けた訓練）

第16条 甲及び乙は、以下の業務等を災害等発生時に代替できるよう、平常時に相互に訓練を行うものとする。

- ・経理業務
- ・人事業務

（災害等発生時の物的支援）

第17条 甲及び乙は、災害等発生時に自主的又は要請により、援助物資を搬送するものとする。

（災害等発生時の物資の相互提供）

第18条 甲及び乙は、災害等発生時に、非常用物資、非常用電源、燃料、用水等を相互提供するものとする。

（災害等発生時の施設や設備の融通）

第19条 甲及び乙は、災害等発生時に自己の事業の継続に必須の施設や設備等に損壊が生じ事業を継続できなくなった場合に、事業継続のため必要な施設や設備等の融通を相互に要請することができるものとする。

（災害等発生時の代替生産）

第20条 甲及び乙は、一方の企業が災害等発生時に自己の事業の継続に必須の施設や設備等に損壊が生じ事業を継続できなくなった場合で、もう一方の企業が被災しておらず事業の継続が可能な場合、非被災企業が被災企業に代わって代替生産を行うものとする。

（代替生産に必要な情報の共有）

第21条 代替生産に関して、甲及び乙は、代替生産に必要な情報の開示を災害等発生時に行うものとする。必要な情報の開示を災害時に行うために、平常時から開示の準備をしておくものとする。

（代替生産のテスト）

第22条 代替生産に関して、甲及び乙は、代替生産に必要な情報を開示し、代替生産が可能かどうかのテストを平常時に行うものとする。

（災害等発生時の生産や販売等の補完）

第23条 甲及び乙は、一方の企業が災害等発生時に生産や販売等を行えなくなった場合で、もう一方の企業が被災していない場合、生産や販売を補完し合うものとする。

（災害等発生時の輸送ルートの確保）

第24条 甲及び乙は、災害時に通常の輸送ルートが不通となった場合、別の方法で輸送できるよう、予め以下の内容を物流業者との間で具体的に検討するものとする。

- ・非常用の輸送ルート
- ・輸送燃料の調達方法

（災害等発生時の原材料や部品の確保の協力）

第25条 甲及び乙は、少なくとも一方の企業が被災した場合、原材料や部品の確保について協力し合うものとする。

（備蓄品保管等のための倉庫の相互利用）

第26条 甲及び乙は、備蓄品保管等のための倉庫を相互利用するものとする。

（共同での倉庫設置）

第27条 甲及び乙は、〇〇の備蓄用に共同で倉庫を設置するものとする。

（災害等発生時の優先配給先）

第28条 災害時には、甲が（乙が）工業油、工業水を優先的に使用するものとする。

（災害等発生時の使用量制約）

第29条 災害時には、〇〇の量が〇〇を下回った場合に、その利用について使用量制約を設け、甲が〇〇まで、乙が〇〇まで使用できるものとする。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(2) 連携事業者間の協定等の整備状況（協定書サンプル詳細版）

（工場集積地の災害時におけるがれきの処理）

第30条 甲及び乙は、災害時の工場集積地におけるがれきの処理の方法を予め定めるものとする。

（工場集積地の災害時における廃棄物の処理）

第31条 甲及び乙は、災害時の工場集積地における廃棄物の処理の方法を予め定めるものとする。

（災害時の優先復旧エリア）

第32条 甲及び乙は、災害時に復旧する施設・エリアを予め定めておくものとする。

（災害等発生時の発送拠点の共同利用）

第33条 甲及び乙は、災害時でもサプライチェーンを維持するために、災害等発生時に発送拠点を共同利用で
きるものとする。

（共有施設の耐震性能診断）

第34条 甲及び乙は、共有施設の耐震性能を平常時に診断するものとし、耐震性能が不足している建物は耐震
補強工事を実施するものとする。

（平常時の調査）

第35条 甲及び乙は、サプライチェーンにおいて、連携事業継続のために適切な取組が行われているか、平常
時から調査を実施するものとする。

（データベース情報共有）

第36条 甲及び乙は、災害時に限り、データベースの共有を行うものとする。

（防災訓練）

第37条 甲及び乙は、毎年度、災害等発生時における対応について、可能な範囲で合同訓練を行うものとする。

（意見交換会等）

第38条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について必要な意見交換会等を開催するものとする。

（協定の検証）

第39条 甲及び乙は、毎年度、第3条の規定に基づく連絡体制から、第37条の規定に基づく防災訓練等につ
いて検証を行い、必要があれば見直しを行うものとする。

（必要経費）

第40条 甲及び乙は、本協定により必要経費が発生した場合は、負担等について別途協議を行うものとする。

（疑義）

第41条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、別に甲乙協議して定める。

（協定の期間）

第42条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
株式会社○○ 代表取締役
○○ ○○ 印

乙 ○○県○○市○○町○丁目○番○号
株式会社○○ 代表取締役
○○ ○○ 印

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(2) 連携事業者間の協定等の整備状況（機密保持契約書 サンプル）

機密保持契約書

〇〇株式会社（以下、「甲」という。）と〇〇株式会社（以下、「乙」という。）は、以下のとおり機密保持契約を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、△△△を目的として、相互に必要と認められる範囲で、相手方に対し、機密事項を開示する。

（機密事項）

第2条 本契約でいう「機密事項」とは、乙が、甲に対し、△△△に関し、甲又は乙から相手方に開示された情報のうち、口頭、文書、図面、その他の書類に記載されもしくは電磁的に記録された相手方の技術、業務、財務、営業、組織、その他の事項に関するあらゆる情報、及び口頭で開示された情報であって開示後遅滞なく書面で秘密である旨を確認した情報をいう。ただし、次の各号に該当するものはこの限りではない。

- (1) 本契約時に既に公知であった情報
- (2) 他方当事者の故意または過失によらないで公知になった情報
- (3) 他方当事者が第三者から適法に取得した情報
- (4) 法令の定めに基づき、または権限のある官公署から開示を要求された場合で、当該要求に対する必要最小限の範囲の情報

（機密保持義務）

第3条

1. 甲及び乙は、他方当事者より提供を受けた機密事項を厳重に管理し、保持する義務を負う。
2. 甲及び乙は、第1条に定める目的を遂行のために必要最小限度の範囲の役員及び社員に限り、他方当事者より提供を受けた機密事項を開示することができる。
3. 甲及び乙は、第1条の目的を遂行するのに必要な限り、予め相手方に書面により通知することにより、機密事項を弁護士、公認会計士その他の専門家に開示することができる。
4. 甲及び乙は、他方当事者の承認に基づき第三者に機密事項の一部を開示する場合には、第三者に対し、甲及び乙と同様の守秘義務を負わせなければならない。

（複写・複製）

第4条 甲及び乙は、機密事項が記載又は記録された全ての文書、図面、その他の書類又は電磁的、光学的記録媒体について、相手方の事前の書面による承諾なく複写および複製してはならない。

（目的外使用の禁止）

第5条 甲及び乙は、他方当事者から受けた機密事項を第1条の目的以外に使用してはならない。

（機密事項の取扱い）

第6条 甲及び乙は、本契約に基づいて甲又は乙の相手方から開示又は提供された機密情報の提供が、提供した相手方からいかなる権限、所有権、権益の移転・譲渡を意味するものではなく、また、将来の移転・譲渡を約するものでないことに同意する。

（機密事項の返還）

第7条 甲及び乙は相手側から要求があった場合、機密事項を所持する必要がなくなった場合又は本契約が期間満了若しくは合意解約その他の事由により終了した場合には、機密事項を速やかに相手側に返還するものとし、又、返還不能なものについては、相手側に通知の上これを破棄するものとする。

（損害賠償責任）

第8条 甲又は乙が、本契約に定める義務に違反することにより相手方に損害を与えた場合、相手方に対し、損害賠償の義務を負う。

（契約の有効期間）

第9条 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。ただし、いずれかの当事者が期間満了の1ヶ月前までに本契約を更新しない旨を書面にて申し入れなかった場合、本契約の有効期限は1年間自動更新されるものとする。

（契約終了後の秘密保持義務）

第10条 甲及び乙は、本契約終了後も、機密事項を秘密に保持し、第三者には開示しないものとする。ただし、機密事項が甲及び乙の故意または過失によらずに公知となった場合にはこの限りではない。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(2) 連携事業者間の協定等の整備状況（機密保持契約書 サンプル）

（協議事項）

第11条 本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

（合意管轄）

第12条 甲及び乙は、本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、〇〇地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇 代表取締役
〇〇 〇〇 印

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社〇〇 代表取締役
〇〇 〇〇 印

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - A (1/5)

災害等発生直後に実施する初動対応について記載していただきます。

記載例 (①②自然災害、感染症共通)

対策及び取組内容		各チェックボックスにチェックを入れてください
A	自然災害等が発生した場合における対応手順	☐ 全ての連携事業者が、従業員及び顧客等の避難に関する手順を取り決めている。 (手順を取り決めている場合チェックする) (具体的な内容) ●●株式会社では、オフィス等に避難場所が掲示されている。または、従業員向け手帳に記載されている。 - 国内で感染症の発生が確認された場合には、▲▲株式会社では、消毒が必要と考えられる設備、事業所等の場所の消毒や従業員の手洗いを始めとする感染症対策の徹底を図る。
		☐ 全ての連携事業者が、従業員等の安否確認を行う手順を取り決めている。 (手順を取り決めている場合チェックする) (具体的な内容) ●●株式会社では、従業員との間で、災害時の安否について災害伝言ダイヤルまたはSNS、メールを活用して安否報告がなされるよう周知している。 - 国内で感染症の発生が確認された場合には、▲▲株式会社では、体調不良の従業員(派遣労働者含む)の出勤停止や交代勤務規定の整備、従業員やその家族における出勤前の検温の励行を実施することとしている。
		☐ 連携事業者間で、自然災害時における指揮命令体制が整備されている。 (整備されている場合チェックする) (具体的な内容) 連携事業者間における協力体制については、平時からの連絡会議を災害時対応会議に格上げすることとしている。あらかじめ定めた大規模災害発生時や感染者が、事務所が所在する都道府県内に発生した場合等において、当該会議を発足することとしている。それ以外の災害等発生時は連携事業者が協議して発足する。
		☐ 連携事業者間で、被害状況を把握し、被害情報について情報発信をする手順が共有されている。 (整備されている場合チェックする) (具体的な内容) - 連携事業者間で、例えば震度5強以上の地震や洪水被害が発生した場合には、各社の取り決めに従い被害情報収集を図るとともに、例えば被害の有無にかかわらず、定められた方法で一定期間内に報告することを取り決めている。 - 国内で感染症の発生が確認された場合には、オンライン上での連絡会議の開催やメールを通じた情報共有会の開催を検討し、相互の会社における感染防止対策の状況を共有する。



考え方

- ① 「従業員及び顧客等の避難手順」、「従業員等の安否確認手順」について、全ての連携事業者が整備済みであることを確認し、チェックボックスにチェックしてください。「具体的な内容」には連携事業者の主な事例を記載してください。
- ② 「指揮命令体制」、「被害情報の把握と情報発信手順」について、P51以降の具体例を参考に連携して取り組む内容を検討し、チェックボックスにチェックを入れ、具体的な内容を記載してください。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - A (2/5)

	連携事業者それぞれの役割
	(連携事業者間で、自然災害等発生時における指揮命令体制) - 連携事業者間における支援等を実施するため、幹事会社〇社（幹事会社は複数でも可）を中心とした災害等発生時支援連絡会議（平時は、災害等に備えた事前対策検討会議という名称で、協力方法について協議する場や訓練実施時の調整機関として設置）を設置し、参加する事業者が持ち回りで会議の事務を担っている。また、被災時もしくは国内で感染症の発生が確認され、感染が拡大した場合には、想定外の被害が生じるおそれがあるため、被災地域もしくは営業自粛要請等の該当地域に所在しない事業者が、幹事になり替わって支援業務を担う規定等を設けている。 (連携事業者間で、被害状況を把握し、被害情報について情報発信をする手順を共有) - 連携事業者間での被害状況を把握し、被害情報を発信する手順等が共有できるよう、平時からこれらの取組が行えるように複数の連携事業者が連携事業の幹事会を設置し、被害状況の把握の取り決めやどのような情報をどのように共有するかの取り決めを行うとともに、訓練や見直し検討結果等を踏まえて実効性のある取組となるよう、連携事業者による計画の見直しを毎年実施する。



考え方

- ① 前ページの考え方②における連携事業者それぞれの役割を検討し、「連携事業継続力強化を行うそれぞれの事業者の役割」に記載してください。



注意点

- ✓ 「指揮命令体制の整備」については、被災時に迅速な立ち上げを可能にするため、「震度6以上の地震又は災害救助法が適用される豪雨災害が発生した場合、いずれかの連携事業者から立ち上げの申し出があった場合に対策本部を立ち上げる、感染症の感染が拡大し、事務所が所在する都道府県内において感染者が発生した場合等にオンラインでの対策本部を立ち上げる」等、客観的な基準を合わせて検討しておく必要があります。
- ✓ 自然災害と感染症の両方の対策について記載いただく必要はありません。想定した自然災害等に対する必要な対策を記載してください。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - A (3/5)

連携事業者の個々の取組（避難に関する手順、安否確認の手順等）

単独事業継続力強化計画策定の手引きP38～46に個々の取組例について記載しておりますのでご参照ください。

連携事業者間における指揮命令系統の整備に向けた取組の例

ここでは連携事業継続力強化計画を策定する際の参考として、具体的な対策事例を掲載いたしました。今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考としてご利用ください。

#	対策方針	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	対策本部の立ち上げ基準を震度や気象庁の災害情報、厚生労働省の感染症対策HP等を基に策定する	災害等対策本部の設置基準を決定する 例えば、 〇〇地区にて1)震度〇以上の地震が発生した場合、2)大規模な水害の危険性が予測され災害対策本部長が必要と認めたとき、3)気象庁より特別警報が出されたとき、4)国・自治体において緊急事態宣言が発令されたとき等 地震の震度や気象庁発表等の客観的な基準以外にも、「対策本部長が設置を必要と認めた時」、「連携事業者より設置の申し出があった時」等の広範な設置基準を設けることもあります	-	1日～
2	対策本部の組織や機能を設計する（本部長や事務局のほか、〇〇班を設ける）	災害等対策本部長は〇〇とし、〇〇班（〇〇社）を設置する。〇〇班の役割は〇〇とする	-	1日～
3		（工業団地等近隣地区で企業が集積している場合）火災発生時は〇〇班が消火活動を行う。また、消火用の機材として〇〇を保有する	消火器 3000円～/ 個	1日～



考え方

- 対策本部は、平時の組織体制等を活用することもできます。また、特定の事業者による業務を任せると継続した取組が困難となるため、年度毎に担当する事業者を変え、連携事業者が全て参加するような仕組み作りも有効です。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - A (4/5)

#	対策方針	具体的対策事例	コスト	必要期間
4	対策本部の組織や機能を設計する（本部長や事務局のほか、〇〇班を設ける）	連携事業者の災害対策本部向けに以下の資機材を備蓄する。（または、連携団体で利用するため、共同で以下の物資を備蓄する） 備蓄場所は〇〇とする。 費用負担は〇〇とする。 ・食料・飲料水等 ・マンホール型トイレ ・チェーンソー ・拡声器 ・救急薬品 ・レスキューセット ・担架 ・発電機 ・燃料 ・照明器具（懐中電灯、照明等） ・非常用電源（コードリール） ・ポンプ（採水用） ・マスク ・消毒液等の衛生用品 等	携帯トイレ 500円~/個 ポータブル水洗トイレ 30,000円~/個	1週間～
5		連携事業者間における災害等発生の対応手順を〇〇マニュアルとして策定する。	-	1週間～
6		連携事業者の（災害）対策本部の設置場所を決定する。また、候補地が被災した場合も想定し代替場所も定めておく。	-	1週間～
7		〇〇を連携事業者の災害対策本部の連絡先とする。	-	1時間～



考え方

- ・ 対策本部の機能は、例えば、防災に係る取組の他、①被害情報の把握、②復旧の支援（人員派遣調整）、③サプライチェーン上の供給代替機能の確保、④地域の復旧時の地方自治体との調整等の役割も考えられます。
- ・ 細かく機能を決めることも大事ですが、連携事業者による連携の取組を踏まえた役割分担とすることが有効です。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - A (5/5)

被害情報の把握・情報発信に向けた取組の例

ここでは連携事業継続力強化計画を策定する際の参考として、具体的な対策事例を掲載いたしました。今後の取組を検討する際の参考としてご利用ください。

#	対策方針	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	連携事業者の被害情報の確認手順や手段を事前に整理する	災害等発生時には、個者と連携団体の災害対策本部で行う情報交換は〇〇を対象とする。 ・ 負傷者の状況 ・ 建物、設備の破損状況 ・ ライフラインの状況 ・ 業務の復旧見込み ・ 支援を求めたい事項（または支援可能な事項） ・ 付近の交通網の状況 ・ 地域及び各者における感染者発生状況 等	-	1時間～
2		複数の連絡先を記載した連絡先リストを作成する。 ・ 携帯電話番号 ・ 固定電話 ・ メールアドレス ・ SNSのID 等	-	1日～
3		災害等対策本部（連携団体）はラジオ、テレビ等により、交通情報、気象情報、広域被災情報等、各社やインフラの被害等の情報収集を行う。また、これらの集約した情報を個者に伝達する。	ラジオ 1000円～ TV 1万円～	1時間～
4		複数の通信手段を確保する。 ・ 固定電話、携帯電話 ・ MCA無線、デジタル無線 ・ 衛星電話 ・ Skype等インターネット通話機能	100,000 円～/個 (衛星携帯 電話)	1週間～
5		〇〇市役所、〇〇協会等、（災害）対策本部が被災時に連絡をとるべき団体と、各団体に発信すべき情報を整理にする。	-	1時間～
6		関係者への情報発信について、誰が、どの情報を、どのタイミングで、どの手段で行うのかルール化する。	-	1週間～
7		被災した企業の代わりに、一定期間、（災害）対策本部（またはペアとなった企業）が〇〇の更新を行う。 ・ HP ・ SNS	-	1週間～

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - B～E

各経営資源（ヒト、モノ、金、情報）について、B～Eに事前対策における「現在の取組」と、「今後の計画」の取組案を記入してください。

その際、各経営資源（Bヒト、Cモノ、Dカネ、E情報）において自然災害等の影響がないものについて記載する必要はなく、連携の取組において、事業継続上どのような対策を講じることが有効であるか、という観点で検討してください。

例えば、連携の取組にとって重要な業務は何か、その業務はどのような自然災害等により停止してしまうか等を考える事が重要です。

各個者の具体的な対策については、「事業継続力強化計画策定の手引き」に記載がありますので、参考にしてください。

B	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備	<現在の取組>		記載の ポイントは P55～
		<今後の計画>		

C	事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置 の導入	<現在の取組>		記載の ポイントは P57～
		<今後の計画>		

D	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保	<現在の取組>		記載の ポイントは P61～
		<今後の計画>		

E	事業活動を継続するための 重要情報の保護	<現在の取組>		記載の ポイントは P65～
		<今後の計画>		

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - B (1/2)

災害等発生後も事業を継続するために、連携事業者が行うヒト（人員体制の整備等）に関する対策を検討します。

記載例（①②自然災害、感染症共通）

B	自然災害等が発生した場合における人員体制の整備	対策及び取組内容
		- 被災事業者から要請等があった場合は、復旧等に必要な人員を派遣するよう、取り決めている。 - 復旧支援を行うため、日頃から連携事業者間で従業員の交流会等を実施している。これらの取組を通じて、災害等発生時の対応方法について、担当者間で調整する体制を構築している。
		連携事業者それぞれの役割
		被災連携事業者の復旧を支援するため、被災していない連携事業者は、必要に応じて復旧支援のための人員を提供すること等の役割分担をあらかじめ定めている。



考え方

- ① P56の対策事例を参考に必要な対策を記載します。検討のポイントは以下のとおりです。
 - 災害発生時において必要となる人材と、派遣できる人材は誰ですか？
 - 人員派遣の際の交通手段や費用負担はどうしますか？
 - 人員派遣の体制（規模、職種等）はどのようにしますか？
- ② ①で記載した各対策について、「誰が」「どのような役割を担うか」を「連携事業継続力強化を行うそれぞれの事業者の役割」の欄に記載します。



注意点

- ✓ 連携の取組における事業継続に重大な影響を与える可能性の高い経営資源（ヒト・モノ・金・情報）のうち、対策が十分でない部分を検討しましょう。
※全ての経営資源について、対策を立てる必要はありません。どれか一つ以上の取組を記載する事が必要です。
- ✓ 平時においても有効な対策から試してみましょう。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - B (2/2)

人員体制の整備に向けた取組の例

ここでは連携事業継続力強化計画を策定する際の参考として、具体的な対策事例を掲載いたしました。今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考としてご利用ください。

#	対策方針	対策事例	コスト	必要期間
1	有事における連携事業者間の人員の融通・派遣についてルール化する。 特に感染症発生禍の中では、感染症対策を配慮した上で人員体制のルールを決めておく。	相互応援に向けて、〇〇社とXX社が相互に支援する等、企業のペアを予め設定する（または、災害対策本部にて決定する旨を連携団体内で合意する）	-	1週間～
2		同時被災のリスクが低い〇〇地区のxx組合を災害時の支援依頼先として選定し、xx組合と協議の場を設ける	-	1週間～
3		連携事業者間で、不足すると見込まれる人員規模や職種等の情報をあらかじめ共有する	-	1週間～
4		応援人員を派遣する際の、派遣人員の宿舍や派遣手段を事前にルール化をする	-	1週間～
5		応援人員を受け入れる際の、希望人員（規模・職種）の伝達方法等を事前にルール化をする	-	1週間～
6		応援人員を受け入れる際の、食料や毛布等の受入体制をあらかじめ検討しておく	-	1週間～
7	平時から担当者間で交流を実施し、有事の際に有効に人材派遣・応援が機能するようにする	親会社・子会社間やグループ会社内で、経理業務等を代替できるよう、相互に訓練を行う	-	1か月～
8		技術者や管理部門担当者、営業担当者等の担当者同士で定期的な交流の場を設け、有事の際の人的支援がスムーズに行えるよう情報交換等を進める	-	1か月～

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - C (1/4)

災害等発生後も事業を継続するために、連携事業者が行うモノ（設備・機器及び装置の導入）に関する対策を検討します。

記載例（①②自然災害、感染症共通）

C	連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入	対策及び取組内容
		・ 共同で自家発電設備を導入 ・ 連携事業者内では、仕掛品等の落下防止等の措置を図るよう取り決めている。 ・ 被災していない他社の設備を利用することや、代替生産する取り決めに協議する。 ・ 感染症禍におけるマスクや消毒衛生用品を融通するとともに、密度が高くない会議室等を融通するためのルール等を定めておく。
		連携事業継続力強化を行うそれぞれの事業者の役割

		・ 設備、機器及び装置や、衛生用品の管理等について共同購入する場合、主に管理を行う事業者等を記載する。
--	--	---



考え方

① P59～の対策事例を参考に必要な対策を記載します。検討のポイントは以下のとおりです。

- ・ インフラの途絶や工場の操業停止、店舗の損壊等を想定して、事業者間でどのような連携が必要ですか？
- ・ 連携策の中で、各事業者がどのような役割を担う必要がありますか？
- ・ どのような連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入が必要ですか？

② ①で記載した各対策について、「誰が」「どのような目的のために」「どのような役割を担うか」を「連携事業継続力強化を行うそれぞれの事業者の役割」の欄に記載します。



注意点

- ✓ 事業継続に重大な影響を与える可能性の高い経営資源（ヒト・モノ・金・情報）のうち、対策が十分でない部分を検討しましょう。
※全ての経営資源について、対策を立てる必要はありません。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - C (2/4)



注意点

- ✓ 連携事業継続力の強化に向けて、設備を導入する場合は、税制優遇が受けられます。
(詳細はP75,76,88,89を参照ください)
- ✓ 税制優遇の対象となる設備の一覧は、P76の表に記載されている通りですが、計画における目標の達成に真に必要な設備であること、またその数量が適切であること及び、内容の実現に資するものであることにつき、経済産業大臣の確認を受けた設備が対象です。
- ✓ 税制優遇を受ける場合は、本項目(4(3)C事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入)に、どのような目的で、具体的にどのような設備を導入するかを、「5. 事業継続力強化設備等の種類」に設備の名称や所在地等を、「9 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」に用途や資金調達方法(自己資金であればその旨)を記載する必要があります(P75,P83参照)。
- ✓ 日本政策金融公庫の融資等の金融支援を受ける場合は「9. 連携事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」に用途・用途や資金調達方法等を記載する必要があります(P83参照)。また、4(3)のCの対策として、誰がどのような目的でどのような設備導入を行うか具体的に記載されている必要があります。

参照：金融支援 P86

税制優遇 P88

5. 事業継続力強化設備等の種類 P75

9. 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 P83

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - C (3/4)

設備、機器及び装置の導入に向けた取組の例

ここでは連携事業継続力強化計画を策定する際の参考として、具体的な対策事例を掲載いたしました。今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考としてご利用ください。

#	対策方針	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	被害想定を基に、必要・有効と思われる設備・機器等を連携事業者で共同で購入する（発電装置・排水ポンプ等）	災害時に電気の供給が止まった場合に備え、共有の非常用発電機等による電源を確保する	発電機 数十万円 ～/個	1週間～
2		（工業団地等近隣地区で企業が集積している場合）団地敷地外周に〇〇等を設置し、敷地内に水が流入しないようにする ※コンクリート塀等	-	1か月～
3		災害時に燃料の供給が止まった場合に備え、共有の燃料備蓄基地等を設置する	-	1日～
4	設備・機器等に対して連携して実施すべき事前対策を施す	（工業団地等近隣地区で企業が集積している場合）工場集積地におけるがれきの処理の仕方を予め決めておく	-	1週間～
5		（工業団地等近隣地区で企業が集積している場合）工場集積地における廃棄物の処理の仕方を予め決めておく	-	1日～
6		共有施設の耐震性能を診断する。耐震性能が不足している建物は耐震補強工事を実施する	数十万円 ～ （耐震補強工事費用）	3ヵ月～
7		地震に備え、共有施設に対し、以下の対策に取り組む 例） ・配線、配管等の補強 ・設備の固定化 ・浸水防止 ・金型等の図面データの二重化 ・サーバ等の耐震化 等 感染症に備えて以下の対策に取り組む ・複数者で共有する換気設備の導入 ・パーティション等の共同購入や保持	数十万円 ～ （耐震補強工事費用）	1か月～

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - C (4/4)

#	対策方針	具体的対策事例	コスト	必要期間
8	有事の際の代替生産・各種連携を企画し、予め手順や方法をルール化する	〇〇が被災時に利用できない（もしくは調達できない）状況になった場合に、連携企業間で遊休施設、工具等を貸出・共有できないかを検討する 例） ・工場、オフィス ・設備、機器 ・材料、部品 等	-	1週間～
9		災害時の〇〇や感染拡大期に事業所内に感染者が出て、営業停止になった場合等においても、取引先に供給責任を果たすため、平常時に連携協定を結び、例） ・代替生産方法 ・被災企業の生産・販売等に関する補完機能としての取組 ・設備等の融通や設備の受入 ・原材料・部品の確保の協力 ・備蓄品保管等のための倉庫の相互利用 ・共同での倉庫設置 ・衛生用品等の融通	-	1か月～
10		近隣企業間において、被災時の共同配送の可能性を検討する	-	1週間～
11		災害時に通常の輸送ルートが不通となった場合、別の方法で輸送できるよう、予め以下の内容を物流業者との間で具体的に検討する ・非常時の輸送ルート ・輸送燃料の調達方法	-	1週間～
12		自社に加え、サプライチェーン上の各社の通常在庫量を品目別に把握し、罹災時の生産可能量・供給可能量を明確化する	-	1週間～
13		発送拠点の共同利用等、有事の際もサプライチェーンを維持するために連携企業間で協定等を締結しておく	-	1週間～
14		有事の際の同時被災を避けるため、生産体制や供給体制（サプライチェーン）の地域分散が可能か検討する	-	1週間～
15		被災時に代替供給先からの調達・生産再開を容易とするために、原材料、部品を含めた物品の規格の統一化・標準化が可能か検討する	-	1週間～
16		連携団体として優先的に復旧すべき製品・サービス等が存在する場合、事業の代替が容易となるよう〇〇等を実施する ・規格の共通化 ・プロセスの汎用化 等	-	1週間～

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - D (1/3)

災害等発生時には売上が低下し、資金調達が困難となる可能性があります。平時から、災害等発生時の資金調達方法を検討しておくことが重要です。

記載例 (①②共通)

D	事業活動を継続するための資金の調達手段の確保	対策及び取組内容
		- 資金調達手段の確保のため、連携事業者は想定される被害における事業継続に必要な資金の調達手段についてリスクファイナンス対策を講じることとしている。 - 資金調達に関する啓発活動等を検討する。 - 親事業者等がファイナンスに関するルールを作っている場合や団体保険・共済の加入等も検討する - 感染症流行期に連携体での資金融通や国や自治体の金融支援等について連携事業者に共有する。
		連携事業者それぞれの役割
		資金調達手段の確保のため、例えば団体で保険・共済加入する場合は、これらの取りまとめしている機関を記載。



考え方

- ① P63の対策事例を参考に必要な対策を検討し記載します。その際、下記の観点から検討します。
 - 資金調達手段の確保は十分ですか？
 - 確保する必要がある場合、どのような対策が必要でしょうか？
- ② 確保する必要がない場合、確認した事項について記載してください。（各社、2か月以上の運転資金が確保できている等）
- ③ ①で記載した各対策について、「誰が」「どのような目的のために」「どのような役割を担うか」を「連携事業継続力強化を行うそれぞれの事業者の役割」の欄に記載します。



注意点

- ✓ 連携事業者間で代替生産を行う場合、代替生産に要する費用の負担方法や支払方法に係るリスクファイナンス対策について、予め連携事業者間で検討しておくとう良いでしょう。
- ✓ 事業継続に重大な影響を与える可能性の高い経営資源（ヒト・モノ・金・情報）のうち、対策が十分でない部分を検討しましょう。
※B～Eいずれかの経営資源について、一つ以上の取組を記載する事が必要です。
- ✓ 平時においても有効な対策から試してみましょう。

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - D (2/3)



考え方

感染症拡大期には、外出自粛などにより、事業活動の抑制を余儀なくされる場合があります。国では事業継続を支援するために大きくわけて4つの観点から支援策を準備しています。こういった支援策を調べ、活用することも非常に有効です。

①資金の確保

事業活動の抑制に伴うキャッシュフローの悪化に備え、資金を確保する必要があります。

このため、返済の必要のない給付金や補助金等を中心に積極的に活用しましょう。

例) 各種給付金 等

②支払の抑制

収入源を確保するとともに、緊急時に無駄な支出を抑制することも必要です。特に恒常的に発生する家賃や光熱費等の固定費負担を軽減することも大切です。また、既往債務がある場合は、返済の猶予や条件変更等を金融機関と相談することも有効です。

例) 各種光熱費等の減免措置 等

③従業員の雇用維持

事業を一定期間休止せざるを得ない場合であっても、事業再開に備え、従業員の雇用を維持することが大切です。その間の給与等の支払いを助成する国の制度があります。

また、従業員が個人として活用可能な家計維持・生活支援のための給付金もありますので、社内共有することも有効です。

例) 各種助成金 等

④設備投資・販路開拓等による売上の維持

取引先とのネットワークや自社HP、SNS等を活用して、事業継続や再開の情報をこまめに発信することも重要です。情報発信によって支援が得られることや新たな顧客を獲得することもあります（飲食店によるテイクアウトや通信販売開始のお知らせ等）。そういった情報発信や生産性向上を目的とした設備を投資する場合、補助金制度を活用することも有効です。

例) 各種補助金 等

尚、上記の様な支援策を活用するためには、**売上に関するデータ等の経営状況を示す書類の提出を求められるケースが多くあります。平時から、経営状況等に関する重要な書類等については整理しておくことが大切です。**

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - D (3/3)

資金の調達手段の確保に向けた取組の例

ここでは連携事業継続力強化計画を策定する際の参考として、具体的な対策事例を掲載いたしました。今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考としてご利用ください。

#	対策方針	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	(連携事業者個々における) 必要資金の調達手段について、リスクファイナンスを講ずる	災害等発生時に向けた資金の準備状況(〇〇)を共有し、必要に応じて個々が対策を講じる例) ・運転資金の保有状況 ・保険の種類 (休業に対する補償プラン等)	-	1か月～
2		平時から資金調達手段に関わる情報の共有や、関係機関とのこれらの知識を得るための場を設定する	-	1週間～
3	連携事業者間で資金調達・リスクファイナンスに関する啓発活動を実施する	必要運転資金額やその手当体制について、連携事業者間でチェック体制を整える	-	1週間～
4		災害等発生時において、国や自治体等の支援策等について連携事業者間で共有する。 各者は、経営に関する書類等を平時から整備しておく	-	1週間～
5		他企業との連携BCPを策定することによって、BCP特別保証制度等、災害時に復興・運転資金が受けられる体制をとる	-	1か月～
6	親事業者等がファイナンスするルールを設けるほか、連携事業者において団体保険や団体共済等の加入を検討する	有事の際に、サプライチェーンの頂点企業や連携企業の幹事企業が一時的に資金を支援する仕組みを設ける	-	1か月～
7		連携企業団体に加入できる団体保険や共済への加入を検討する	-	1か月～

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

コラム 保険の活用について

感染症は、収束時期が予測しづらいことから、長期的な視点でリスクファイナンス対策として保険に加入しておくことが重要です。いくつか保険（例）を紹介します。

◆従業員（個人）への主な補償

生命保険・・・感染症による入院・通院の費用や死亡時の補償を受けることができます。

傷害保険・・・①加入時に特定感染症危険補償特約を付加することで、入院・通院の費用や後遺障害が発生した場合や葬祭費用が補償されます。

②海外出張の際に、海外旅行傷害保険に加入することで、帰国後、保険期間終了後30日以内に治療を開始すれば、治療や死亡時の補償を受けることができます。

所得補償保険・・・病気や怪我等により一定期間働けなくなった時に保険金を受け取ることができます。

◆感染症による事業所の費用の補償

①保険会社によって異なりますが、企業総合保険では、2021年1月1日開始の契約から、店舗や工場の施設から新型コロナウイルス感染症が発生し、営業休止または阻害されたことによる休業損失に対して、1事故あたり保険のお支払い期間を14日間を限度して500万円を上限に保険金を受け取れます。

②商工会議所、商工会、中小企業団体中央会のビジネス総合保険の所定のプランに加入することで、施設が新型コロナウイルス感染症に汚染（疑いを含む）され、保健所その他の行政機関により施設の消毒等の指示命令が行われたことによって要する消毒等の費用及びその処置によって営業が休止したために生じた損失に対して、保険金を受けとることができます。

※保険に関する記載は、現時点（令和3年1月現在）の情報です。保険会社によっては本プランを提供していない場合があるほか、補償対象・支払い限度額・内容等が異なる場合があります。詳しくは保険代理店または保険会社に確認してください。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - E (1/2)

災害等発生後も事業を継続するために、連携事業者が行う情報（重要情報の保護等）に関する対策をあらかじめ決定・共有します。

記載例（①②自然災害、感染症共通）

E	事業活動を継続するための重要情報の保護	対策及び取組内容
		・ 共同で重要情報をバックアップするためのサーバー等を他の地域に設置している。
		連携事業継続力強化を行うそれぞれの事業者の役割
		・ 連携事業者における役割を記載すること。



考え方

- ① P66の対策事例を参考に必要な対策を検討し記載します。検討のポイントは以下のとおりです。
 - ・ 事業継続のために、どのような情報が必要ですか？
 - ・ 各企業が実施している情報の保護方法はどのような方法ですか？
 - ・ 情報の相互利用にむけて、連携事業者でどのような体制を整備しますか？
- ② ①で記載した各対策について、「誰が」「どのような目的のために」「どのような役割を担うか」を「連携事業継続力強化を行うそれぞれの事業者の役割」の欄に記載します。
- ③ 災害、感染症ともに、被災に伴って国や自治体の助成制度を利用する場合には、売上高などの経営に関するデータが必要な場合があります。予め、経営に関するデータなどの重要情報については、整理するとともにバックアップを図っておくことが大切です。



注意点

- ✓ 代替生産に向けて、製品の設計データや生産ノウハウの相互共有を進めることが有益な一方、当該情報には、製造技術、ノウハウ、顧客情報等に関する事項も含まれるため、営業秘密の漏えい防止対策を併せて講ずる等、適切な対策を講じることが必要です。
- ✓ 事業継続に重大な影響を与える可能性の高い経営資源（ヒト・モノ・金・情報）のうち、対策が十分でない部分を検討しましょう。
※B～Eいずれかの経営資源について、一つ以上の取組を記載することが必要です。
- ✓ 平時においても有効な対策から試してみましょう。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - E (2/2)

重要情報の保護に向けた取組の例

ここでは連携事業継続力強化計画を策定する際の参考として、具体的な対策事例を掲載いたしました。今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考としてご利用ください。

#	対策方針	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	共同でバックアップサーバー等を他の地域に設ける等、重要情報の保護について対策を設ける	災害等発生時にも情報資産にアクセスできるよう、〇〇を行う ・クラウド環境にデータを保管する ・バックアップデータを遠隔地に保管する ・データを複数拠点で保管する	-	1週間～
2		重要電子データのバックアップを目的に、連携企業が連帯してオンラインストレージサービスを活用する オンラインストレージサービスの活用によって、災害時でも情報へのアクセスを可能とするだけでなく、連帯して情報ベンダーと調整することによって、導入作業の効率化やディスクカウントを図る	-	1か月～
3	予めルール化した上で、連携事業者間で重要情報の相互保管を実施する	(同業他社と災害等発生時の代替生産に係る協定を締結した場合) 代替生産に必要な情報〇〇の開示準備を行う(または、情報を開示して代替生産が可能かをテストする)	-	1か月～
4		災害等発生時に限り、地域内の連携した複数の企業間・事業者間で、データベースの共有を行う契約を予め締結する 例) ・特定地域の複数の病院同士で、災害時のみ患者の既往歴を共有できるようにし、負傷者への対応をスムーズかつ適切に行えるようにする ・複数の運送会社同士で、インフラや運行状況に関する情報を災害時のみ共有し、無駄のないスムーズな運送ができるようにする	-	1か月～
5	連携事業者間で重要情報保護に関する啓発活動を実施する	重要情報(例えば製品設計図や製品規格等)について、各社でどの様にバックアップを取っているのかを共有し、ノウハウを共有するとともに有事の際の代替生産の際に活用できるようにする	-	1か月～

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

4. 連携事業継続力強化の内容

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - その他

その他の具体的対策事例

初動対応、事業継続に直結するもの以外で、行っておくと有益な事前対策例です。今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考としてご利用ください。

#	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	被災時の〇〇（各種インフラ・機能）の脆弱性評価を平常時に行う例） ・道路、建物 等	-	1週間～
2	連携団体として共同で確保すべき外部委託先があるかどうか（修理・保守サービス等技術専門家、ロジスティクス等の事業者手配等）を検討する	-	1週間～
3	連携団体として優先的に復旧すべき製品・サービス等がないか検討する	-	1週間～
4	（工業団地等近隣地区で企業が集積している場合）一時避難所は〇〇とし、避難ルートは〇〇とする	-	1日～
5	（工業団地等近隣地区で企業が集積している場合）連携団体として、共同で帰宅困難者向けの物資（食料、水、懐中電灯等）を備蓄する	非常食 400円～/ 食	1週間～
6	（工業団地等近隣地区で企業が集積している場合）軽症者の応急処置手順や設備のほか、重篤な負傷者の搬送手段や搬送先等について、事前に手順を整えておく	-	1週間～
7	被災した企業や地域を訪問し、備えておくべき事前準備等を共有してもらう	-	1週間～
8	連携団体として各企業に求めたい防災対策を検討し、ガイドラインとして配布する	-	1週間～
9	（工業団地等近隣地区で企業が集積している場合）災害等発生時の〇〇の優先配給先や各社の使用量制約等を平常時に決めておく例） ・工業油 ・工業水 ・資機材 等	-	1週間～
10	連携事業者間で、有事の際に優先して復旧すべき施設・エリアを予め特定しておく	-	1週間～

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

コラム 感染症禍での事業継続を可能とするために（1 / 6）

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

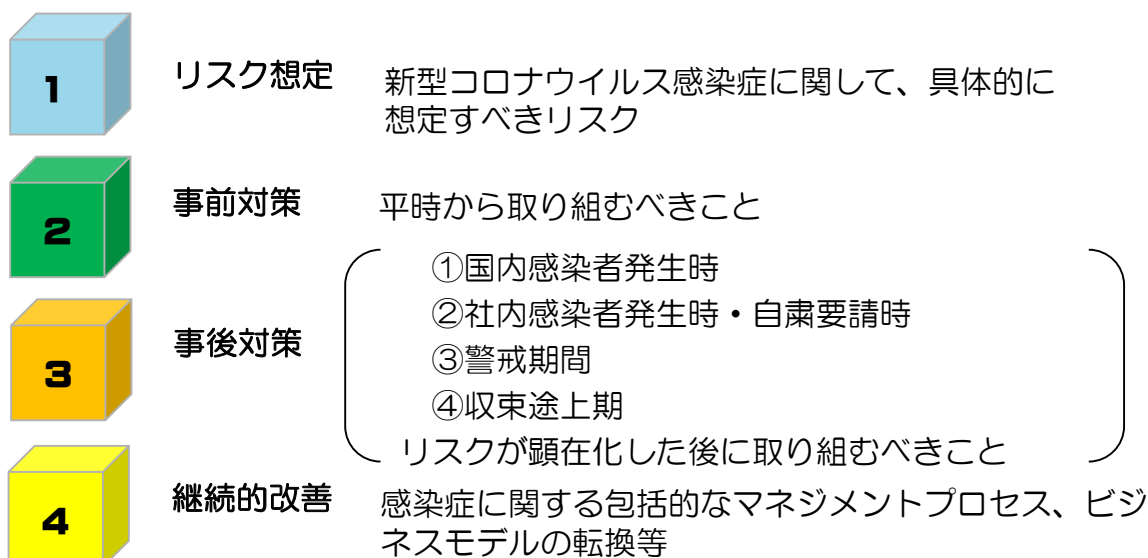
4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

【リスクの発生段階ごとの具体的な対応】

感染症への対応方法は、自然災害への対応方法と大枠の手順、流れは変わりません。具体的には、まず感染症に係るリスクを想定し、リスクの発生段階に応じた対応策を検討し、適切な更新等マネジメントを継続的に行うことで取組を発展・進化させていきます。以下に各段階における対応手順を示します。



1 リスク想定

リスク想定を行うにあたり、考慮すべきことは以下のとおりです。

- (1) 自然災害とは異なり、人と人の接触がリスクとなること。
- (2) 新型ウイルスの感染拡大局面においては、公衆衛生維持の観点から、新型インフルエンザ等対策特別措置法などの法令に基づいて国と自治体から自粛要請が行われ、事業活動の制約が生じうること。
- (3) 復興局面への移行は、国や自治体による判断に依存せざるを得ないこと。
※このため、「社会機能維持事業」以外の業務は、国と自治体の自粛要請により一定期間、事業活動に制約を受ける可能性があります。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

コラム 感染症禍での事業継続を可能とするために (2/6)

2

事前対策・・・平時（世界中で感染者が一人も確認されていない段階）

感染症対策においては、従業員への予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りなど、平時から産業医の助言を踏まえながら適切な労働安全衛生管理に取り組むことが大切です。会社は、労働安全衛生管理体制に感染症対策も位置づけたうえで、安全配慮義務や善管注意義務を遵守して対策を進めていく必要があります。また、感染拡大時には、マスク、消毒液等の衛生品が品薄になることから、平時から備蓄しておくことが有効です。産業医のいる企業は、その助言を踏まえながら取り組みましょう。

営業停止時に備え、日頃から金融機関と十分な意思疎通を図っておくことや、業務の連携先を探すことも有効です。

【事前対策の取組例】

	ヒト	モノ	カネ	情報
平時	・ 感染症予防マニュアルの作成・実行（感染症発生時の日常生活で注意すべき事項、従業員に対する予防接種の推奨、手洗い、咳エチケットの徹底、こまめな換気、共有スペースの定期的な消毒等） ・ 従業員や同居する家族が感染した場合、学校閉鎖や介護サービスが停止になった場合のマニュアルの作成（自宅待機の従業員との連絡方法、欠員をサポートする社内体制等） ・ 産業医がいる企業は、その助言を踏まえた適切な労働安全衛生管理の取組及び、感染症の基礎知識に関する社内講習会等の開催 ・ 感染時に備えた従業員の多能工化を図る取組	・ 社内に感染者が発生した際に優先する業務や、製造・販売を続ける商品の検討 ・ マスクや消毒液等の一定量の備蓄 ・ オフィス内換気設備の設置 ・ 代替拠点・他者代替生産の環境の整備	・ 危機時を見越した資金の確保 ・ 感染症に対応した保険への加入 ・ 国、自治体等による公的支援策の確認 ・ 金融機関と日常的にコミュニケーションを図ることや、保証協会との予約保証の締結	・ 経営管理書類の整備 ・ 厚生労働省HPやSNS等を活用した感染症情報の収集と従業員への共有 ・ IT/テレワーク環境を整備するための情報収集

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

コラム 感染症禍での事業継続を可能とするために (3/6)

3

事後対策・・・①国内で感染者発生～②社内で感染者発生・自粛要請
(感染者が発生し、感染拡大が進行している段階)

国内感染が発生した場合は、従業員の健康管理を優先し、感染が疑われる場合は自宅待機の処置をとります。出勤せざるを得ない従業員への危険手当の支給や、労災認定適用の有無について、事前に就業規則等で扱いを定めておく必要があります。

感染状況を確認しつつ、出勤と在宅勤務を併用することや、営業自粛を行わざるを得なくなった場合は、一定期間の休業を実施し、計画的な雇用調整を行うことも必要となります。

また、需要の減少を見極めつつ、ビジネスモデルを暫定的に修正（飲食店におけるテイクアウト、通販への切り替え等）したり、十分な感染症対策を講じた上で、部分的に事業を再開することも大切となります。

【事後対策①②の取組例】

	ヒト	モノ	カネ	情報
①国内で感染者発生 ↓	- 従業員の健康管理の徹底（出勤時の検温、症状が見られる場合は自宅待機等） - 勤務形態、業務の見直し（時差出勤、テレワーク、交代出勤の実施。出張の抑制、リモート上での会議及び顧客訪問の実施）	- マスクの支給、社内消毒、換気の強化 - テレワーク機材導入 - 需要減少に対応するビジネスモデルの修正 - 転換の実施（飲食：テイクアウトデリバリー、通販等）	- 当面の資金繰りの精査 - よろず支援拠点や商工団体への使用可能な支援策の相談 - 公的金融機関（危機対応融資等）の活用 - 金融機関に対する既存債務の猶予・条件変更や、新たな運転資金の相談 - 公的支援策（各種給付金、助成金等）の申請	- 在宅勤務者との定期連絡と情報共有 - テレワーク時の情報漏洩に関する注意喚起
②社内感染者発生時・自粛要請時	- 感染症対策本部の設置（人事、産業医、保健師も加える） - 休業の検討・実施（期間休業中の体制等） - ハローワークへの相談（雇用調整の検討・実施（対象者、休業手当支給、期間等））		- 当座の運転資金確保 - 公的助成金、自粛協力金、公共料金減免等の申請 - 雇用調整助成金の申請	- 顧客や取引先に対する休業の連絡 （休業中）定期的にHP、SNS等による近況発信

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

コラム 感染症禍での事業継続を可能とするために (4/6)

3

事後対策・・・③感染ピーク～④収束に目処
(感染がピークを超え、一進一退から第1波の収束に目処がたった段階)

感染拡大の勢いが衰え、事態の収束が見込まれる段階になれば、事業の本格的な再開に向けた準備を開始します。

その際、地域の感染状況や感染症によって変化した顧客の生活様式等を十分に踏まえるとともに、第2、第3波の到来の可能性など、将来を見据えた対応を行うことが重要になります。変化した顧客の生活様式等に沿って、自社のこれまでのビジネスモデルを思いきって転換することで競争上優位になる場合もあります。

【事後対策③④の取組例】

	ヒト	モノ	カネ	情報
③警戒期間	・従業員の同時感染を回避する交代勤務（従業員をグループ分けし、出勤曜日・時間を分散、出勤・在宅勤務のローテーション） ・出勤時の「3密」回避 ・社内規定の一時的・恒常的緩和 ・感染の収束状況や需要に応じた事業活動の段階的な再開（要員の確保等） ・業務効率向上と両立出来る新たな業務形態の確立（時差出勤、テレワークの継続）	・業種別感染予防ガイドラインに沿った対応（アクリル板設置による飛沫防止対策、空間確保のためのレイアウト変更等） ・ビジネスモデルの復旧または改善（業務効率化やアライアンスの拡大）	・感染防止投資に係る公的補助金等の申請 ・ビジネスモデル転換に向けた資金調達	・顧客や取引先に対するHPやSNS等を活用した事業再開、感染防止策情報の発信
④収束途上期	・人事評価手法の改革 ・人材教育計画の変更 ・業務プロセスの改革 ・ワークフローの見直し	・ビジネスモデルの転換（新たな生活様式に対する需要への対応）	・公的振興策の活用	・デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 ※DXについては、コラムを参照

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

コラム 感染症禍での事業継続を可能とするために（5/6） 経営的改善を通じた「ビジネスモデルの転換」

4

継続的改善・・・感染症対策に関する包括的なマネジメントプロセス、
ビジネスモデルの転換等

継続的改善では、全社における継続的改善のルールや体制の整備等を行います。
その際、感染症に対応した経験を振り返り、産業医がいる企業では産業医等から意見を聞き、社内体制や行動ルールの見直しを行うとともに、ビジネスモデルの転換等を含め、自社のビジネスをより強靱なものにする取組を行うことが大切です。具体的には、感染症に対する段階毎の対応を見直し、改善していく「マネジメントプロセス（組織のデジタル化、働き方改革等）」と、現行事業を根本から見直し、新たな地域社会等に適応したものにする「ビジネスモデルの転換」を検討することが必要になります。

また、経営管理資料や公的な経営支援情報入手ルートをリスク収束後に見直し、最新で適切なものに更新しておくことも大切です。

なお、感染症も含め大規模災害が収束した後は、M&Aや事業承継が加速される傾向にあることから、今後の事業戦略や構想を検討し、M&Aや事業承継の実施を決断すること考えられます。

【継続的改善の取組例】

	ヒト	モノ	カネ	情報
継続的改善	・ 感染症対応経験の振り返り ・ 感染症に関する行動ルールの見直し ・ 感染症対応訓練の実施と振り返り	・ 迅速な対応を妨げる設備や仕組みの洗い出し ・ 今後の環境に合わせたビジネスモデルの転換	・ 財務体質の見直し ・ 保険内容の見直し	・ 感染症対策実施における情報システムのボトルネックの抽出と対策実施

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

コラム 感染症禍での事業継続を可能とするために (6/6)

【在宅勤務（テレワーク）について】

在宅勤務等を含めた遠隔操作による業務を実施するためには、ワークフロー（定型的な業務活動）の見直しを踏まえ、パソコン、通信機器等の物理的な環境整備を行う必要がありますが、以下に記載する商慣行やセキュリティ、評価等に関する課題も併せて解決する必要があります。

【テレワークの実施に必要な環境整備】

- ・就業規則や、勤務形態の見直し
- ・印鑑や紙による決裁方法の見直し
- ・個人パソコンのセキュリティ対応、既存のセキュリティ基準の見直し
- ・在宅勤務者に対する適正な業務配分や、成果的評価の実施
- ・従業員とのコミュニケーションロス、従業員の孤立、ストレスへの対応
- ・営業ツールとして用いる際の外部（顧客等）とのツールの摺り合わせ、事前のアカウント（ID）交換によるセキュリティ確保
- ・通信回線の通信容量等の確認（VPNの接続数など） 等

【デジタルトランスフォーメーション（DX）について】

新型コロナウイルス感染症の拡大等、社会情勢の変化等を契機に、デジタル社会への社会的変革が求められています。ビジネス環境が日々刻々と激しく変化する中、データとデジタル技術を活用し、顧客や社会のニーズの変化等を把握して、業務の見直しに反映させる試みがデジタルトランスフォーメーション（DX）です。見直す範囲は、提供する製品やサービスにとどまらず、場合によってはビジネスモデル自体を大きく変えることもあります。

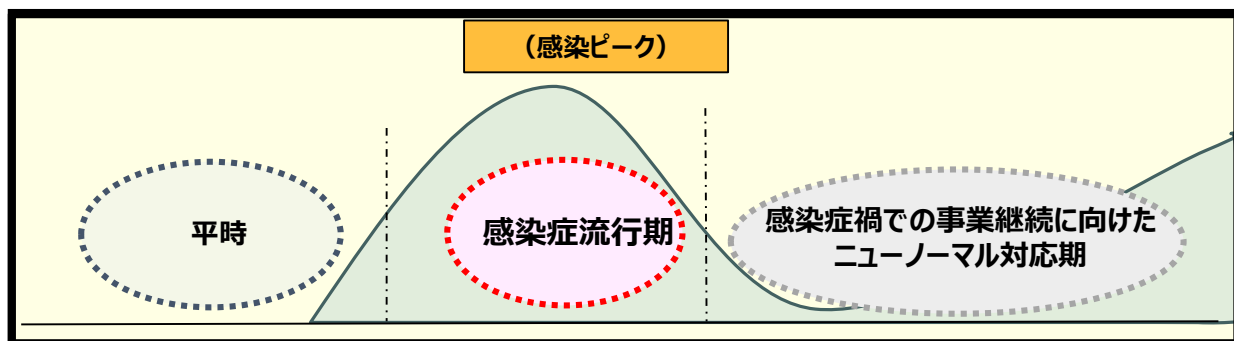
今回の新型コロナウイルス感染症対応では、多くの事業者が在宅勤務等の導入や、顧客へのサービス提供を非接触型に変更するなどの対応を行いました。在宅勤務の導入や非接触型業務への転換により、移動時間や人手の削減、大幅なコストの低減をもたらしました。こうした経験を、今後のビジネスモデルの転換や効率化に繋げていくことが大切です。

- ・飲食店 → アプリと連携した配達やテイクアウトでの弁当販売
- ・学習塾 → オンライン講義・指導
- ・営業 → 訪問営業に代わるオンライン商談

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

コラム ニューノーマル対応を踏まえた事業活動について

感染拡大期には、とりわけ人との接触が多いサービス業において、感染を防止するための対応を強く求められます。例として、観光業、飲食業、製造業の感染症流行下での対応例を以下に示します。



	業種別ガイドラインに基づく感染防止対応例	ニューノーマル対応の事例
観光業	・宿泊客が共有する物品やドアノブ等の接触頻度の高い場所の特定、消毒の徹底。 ・宿泊客がチェックインする際の検温 ・ロビーの密集を避ける。各部屋でのチェックイン・アウト。 ・口に触れるもの（コップ、箸等）は使い捨てに。 ・館内説明は、文書や動画で。 ・食事の座席レイアウトの変更（横並び） ・バス送迎時の人数制限。等	・ITを活用した新しい旅行（グループツアー時：イヤホンガイド、個人旅行時：スマホアプリと連動したオーディオガイド）。 ・オンラインチェックイン、キャッシュレス決済、領収書発行時のペーパーレス化。 ・有名観光地から地方への分散。等
飲食業	・従業員の検温と記録。マスク、手洗い、手指消毒の徹底。体調不良時は自宅待機。 ・テーブル、ドアノブ、スイッチ、便座、階段の手すり等の拭き取り清掃。 ・座席間隔の確保、アクリル板設置等による飛沫対策。 ・割り箸など、使い捨てが可能なものへの代替。 ・従業員の通勤時には、公共交通機関を利用しない方法の積極的な活用を推奨する。	・テラス席等屋外利用の拡大。 ・テイクアウト、デリバリー、モバイルオーダー方式等の非接触型営業形態の導入。 ・SNS等による積極的な情報発信（感染対策情報、サブスク情報等） ・キャッシュレス決済 等
製造業	・従業員の自転車・自家用車等による通勤の推奨。 ・休憩・共有スペースや生産設備等のパネル、レバー等の定期消毒。 ・工具の占有化。 ・安全衛生管理者や保健所との連携体制の確立。 ・取引先に対する感染防止対策の促し。	・生産ラインのロボット化の推進。 ・匠の技のソフトウェア化。 ・スカイプ等を活用した営業活動。 ・事務職の在宅勤務の拡大。 ・図面、書籍を電子化し全社での共有。等

また、新型コロナウイルス感染症の流行は、国民の生活様式や企業行動に大きな変化をもたらしました。こうした困難な環境下において、**力強く事業を継続していくためには、ニューノーマル（新しい常識・状態）対応が必要となるケースがあります。**この際、最も重要なことは、自社の「基本理念」をしっかりと持ち、従業員と共有することです。どのような局面であっても、「基本理念」を軸に環境に適応し、変化できる能力（ピボット力）を獲得することが事業者としての重要な目標となります。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

5. 事業継続力強化設備等の種類 (1/2)

税制優遇を受けるため、連携事業者が共同または単独で導入する設備等の詳細を記入します。※税制優遇を活用しない場合は記載不要です。
記載例①② (自然災害・感染症共通)

	4(3) の項目	取得年 月	設備等の名称／型式	所在地
1	C	R3.9	排水ポンプ／METI01	●●県／××市〇〇—〇—〇
2	C	R3.10	架台(既取得等をした自家発電設備(機械装置)用)／METI02	●●県／××市〇〇—〇—〇
3	C	R3.11	サーモグラフィ装置／METI03	●●県／××市〇〇—〇—〇

	設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)
1	機械装置	2,000	1	2,000
2	機械装置	1,000	1	700
3	器具備品	600	2	3,000

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号)上設置が義務づけられた設備ではありません。	✓



考え方

- ① 事業継続力強化設備等について租税特別措置の適用を受けようとする場合には、計画に基づき導入を予定している事業継続力強化設備等について必要事項を記入してください。税制優遇を受けられる設備導入を予定していない場合は記載されていなくても構いません。
- ② 「4(3)の項目」欄には、「4(3)事業継続力強化に資する対策及び取組」のA～Dのどの項目に対応するものなのかを記載します。
- ③ 計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までの間に取得等をする必要があるため、それを踏まえた「取得年月」を記載ください。
- ④ 当該設備が特定できるよう型式まで正確に記載してください。型式が不明な場合は、対象設備等であることが分かるカタログや、仕様書等を添付してください。
- ⑤ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号)上設置が義務づけられた設備は対象外とされているため、これらに該当しないことを確認し、チェックを付してください。



注意点

- ✓ 税制優遇の対象設備についてはP76をご確認ください。
- ✓ 本欄に記載した設備は「4(3)C連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入」及び、「9連携事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及び調達方法」にも記載してある必要があります。
- ✓ 設備を連携事業者間で共同購入する場合は持ち分を、複数社が所有する場合はそれぞれの所在地を記載する必要があります。
- ✓ 感染症対策の設備は、「器具備品」におけるサーモグラフィ装置のみ税制優遇の対象となります。
- ✓ 「設備等の種類」欄につきましては、必ず税理士等の判断を受けてから、必ず「機械装置」「器具備品」「建物附属設備」のいずれかを記載いただきますようお願いいたします。
- ✓ 「所在地」は設備の設置場所を記載してください。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

税制優遇を受けられる設備一覧

中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第29条の規定に基づき、自然災害（「器具及び備品」については、自然災害又は感染症）の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、次に掲げるものが対象となります。

減価償却資産の種類 （取得価額要件）	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置（※） （100万円以上）	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、制震・免震装置 （これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）
器具及び備品（※） （30万円以上）	自然災害：全ての設備 感染症：サーモグラフィ装置 （同等に、感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）
建物附属設備 （60万円以上）	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等をするものに限る。）、防水シャッター （これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。）

※「機械装置」及び「器具及び備品」には、「対象となるものの用途又は細目」欄に掲げる対象設備をかさ上げするための回第で、資本的支出により取得等をするものを含む。

・本税制の対象となる設備は、上の表に該当するもののうち、計画における目標の達成に真に必要な設備であること、またその数量が適切であること及び、内容の実現に資するものであることにつき、経済産業大臣の確認を受けた設備が対象です。

※ただし、上記の要件を満たす設備であっても、以下の①～③のいずれかに該当する設備は対象外となります。

- ①消防法（昭和23年法律第186号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき設置が義務づけられている設備
- ②中古品、所有権移転外リースによる貸付資産
- ③設備の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けて取得等をする設備

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

6. 連携事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容（1/2）

事業継続力強化を進めるにあたって中小企業を取り巻く関係者（親事業者・政府関係金融機関等）による働きかけや支援を受ける場合、記載します。

記載例（①②自然災害、感染症共通）

名称	○銀行
住所	○○県○○市～
代表者の氏名	○○ ○○
協力の内容	・自然災害発生時や感染症拡大した場合には、最大○○万円までの緊急融資を受けられる契約を結んでおくとともに、○○県信用保証協会のセーフティネット保証を活用することをについて、事前に協議を行う。 ・コミットメントラインや事前融資予約などについても、今後協議を求める。



考え方

- ① 中小企業を取り巻く関係者（親事業者・政府関係金融機関等）による取組がある場合、名称や住所、協力の内容を記載します。
- ② ①のような事業者・団体がいない場合、記入はせず空欄のままにします。



注意点

- ✓ 「協力の内容」については、可能な範囲で詳細に記載してください。

6. 連携事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容 (2/2)



協力の内容の具体例

例えば、以下のような協力が考えられます。

- **独立行政法人中小企業基盤整備機構**が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の策定促進に向けた普及啓発、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、事業継続力強化に関する支援人材の育成等
- **中小企業団体中央会、商工会又は商工会議所**による連携事業継続力強化の取組を組成するための斡旋・情報交換の場の設定
- **親事業者**がサプライチェーン全体の事業継続力を強化するために行う複数の下請け中小企業者を対象とした一括支援
- **地方公共団体**が行う地域における面的連携の仲介や環境整備
- **サプライチェーンにおける親事業者**が行う、下請け中小企業者へのセミナー等を通じた普及啓発、事業継続力強化に向けた取組の支援、下請協力会や業界単位での取組の支援 等
- **損害保険会社**が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組への支援、個々の中小企業者が抱えるリスクの種類・規模や事前対策によるリスク低減効果を反映した保険引き受け条件の設定、地方公共団体等との連携による支援 等
- **政府系金融機関、地域銀行・信用金庫・信用組合等の地域金融機関**が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化に向けた取組を支える資金の融資、地方公共団体等との連携による支援 等
- **地方公共団体**が行う、事業継続力強化計画の認定制度の活用促進に向けた普及啓発、事業継続力強化計画の策定支援、事業継続力強化計画と連動する補助金・制度融資等の独自のインセンティブ措置の実施 等
- **商工会及び商工会議所**が行う、中小企業者のリスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、会員事業者が有する事前対策に関する知見の共有、自然災害等発生時の被害状況の把握及び地方公共団体への報告 等
- **中小企業団体中央会**が行う、組合を通じた、リスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、組合員企業が有する事前対策に関する知見の共有 等

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

7. 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組 (1/2)

事業継続力強化に当たっては、単に計画を策定するだけでなく、自然災害等が発生した場合の実効性も求められます。計画が災害等発生時に使えるものにするための取組を検討しましょう。

記載例 (①②自然災害、感染症共通)

① 平時の推進体制の整備

- ・ 連携事業者の取組については、連携事業者の経営陣の合意の下、各社の総務課長相当の会議を設置し、調整を図ることとし、各社はその取組内容について必要に応じて経営層に報告・相談することとしている。また、具体的な取組内容の検討は、持ち回りで幹事会を設置し、検討を図る。
- ・ 既存の組合評議会を活用して、事前対策の検討や、災害等発生時の相互調整を図ることとする。またこれらの評議会による災害等の対応は参画する連携事業者の経営層の了解を得て取り組んでいる。

② 訓練及び教育の実施その他の連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組

- ・ 連携事業者が参加して、情報共有訓練を年1回実施している。
- ・ メールやSNSやweb会議等を活用して相互の取組に意見できる体制を整備している。
- ・ 状況に即した計画とするため、年1回以上計画の見直しを実行する。



考え方

- ① 実効性を確保するために、平時から行う取組を検討します。
- ② 連携の取組を行う前提として、連携事業者は以下の3点全てについて、自社の取組を検討しておくことが有効です。
(個々の事業者の取組について申請書への記載は不要です)
 - ・ 平時の取組推進について、経営層の指揮の下実施する体制を整える
 - ・ 年1回以上、訓練や教育を実施する体制を整える
 - ・ 年1回以上、事業継続に向けた取組内容の見直しに係る検討を実施する
- ③ 連携事業継続力強化計画では、連携事業者が上記①の取組を行いつつ、連携による取組が実効性のあるものとなるような取組を検討し、記載してください。
 - ・ 全ての連携事業者が参加する平時からの推進体制の整備
 - ・ 連携による取組に係る訓練や、連携事業者内における連携事業継続力強化計画に基づく取組に係る参加事業者の従業員への教育
 - ・ 連携事業者における当該計画の妥当性の検討と必要に応じた見直しを図るための取組 (1年に1回の見直し会議等)



注意点

- ✓ 実効性確保に向けては、経営層の関与が必要不可欠です。必ず、経営層のコミットメントについて記載してください。また、年1回以上の訓練と計画の見直しについても記載してください。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

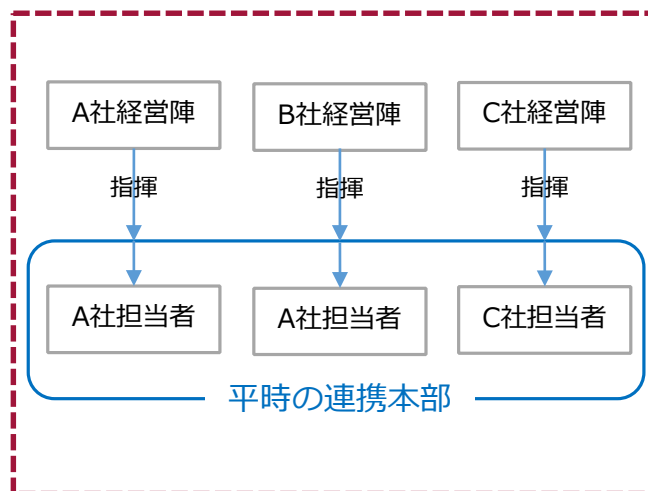
5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

7. 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組 (2/2)

体制の構築

- ✓ 連携事業者間の調整を図る体制については、連携事業者の経営層の指揮の下、調整する機関（平時の連携本部）がその役割を担うほか、既存の組合評議会等を活用して相互調整を図ることも可能です。
- ✓ 必ずしも連携本部を設置する必要はありませんが、連携事業者間の実効性のある体制が図られていることが重要です。



訓練・教育の実施

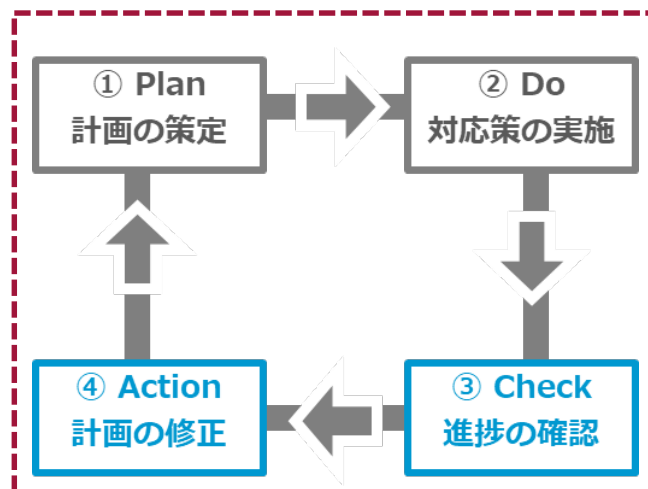
- ✓ 連携事業継続力強化計画の考え方や内容が連携事業者の社内で浸透するためには、定期的な訓練や教育が必要です。
- ✓ 連携した取組を定期的に実施することはもちろんのこと、個々の事業者における取組をあらかじめ定めておくことも効果的です。

教育・訓練活動の例

- 毎年一回以上、個々の事業者において経営者が従業員に対して連携事業継続力強化計画の説明を行うほか、改善点・要望をヒアリングする
- 毎年一回以上、連携事業者間において個者としての取組状況の共有や、計画・役割分担の見直しを行う
- すべての連携事業者が参加した有事を想定した情報共有訓練を、年に一回実施する

計画の見直し

- ✓ 計画の見直しについては、①外部・内部環境変化への対応、②連携事業継続力強化計画の見直し、という二つに分けられます。
- ✓ それぞれ二つの視点から計画の見直し責任者や見直しの時期をあらかじめ定めておくことが重要です。

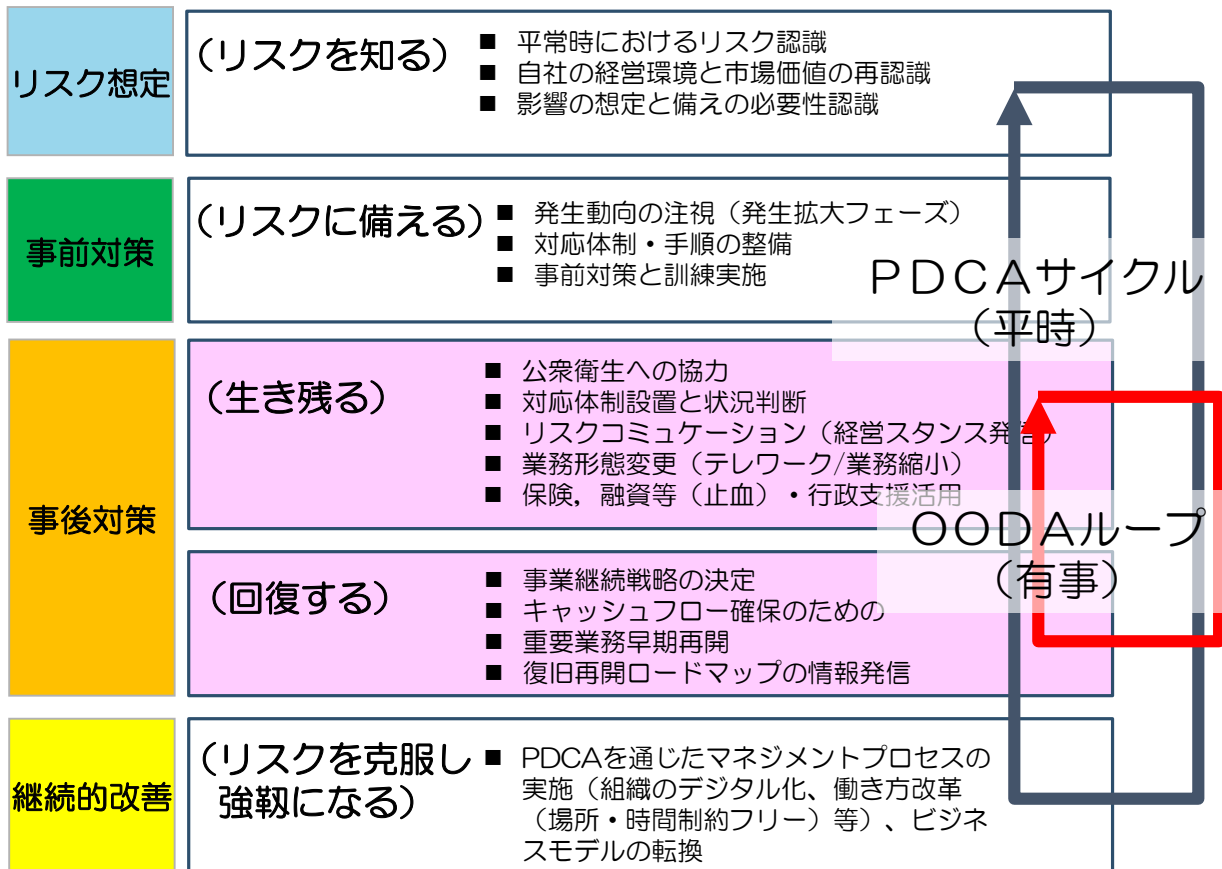


3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

コラム 状況に応じた『2つのマネジメントサイクル』

リスク管理の平時における改善活動では、計画の進捗状況を確認しながら補正を行うPDCAサイクルを回すことが一般的な対応ですが、新型コロナウイルスの感染拡大等、有事においては想定外が発生し、計画通りには進まないことを前提にして、現場の判断を優先する「情報の見極めと意思決定サークル（OODAループ）」を回した方が有効な場合もあります。以下に概念をお示しします。

OODAループとは、①観察（Observe）、②状況判断（Orient）、③意思決定（Decide）、④行動（Act）の順に、変化する状況に応じて適応力を高めながら、迅速に意思決定を行う方法です。



OODA：観察（Observe）、状況判断（Orient）、意思決定（Decide）、行動（Action）

【情報の見極めと意思決定サイクル（OODAループ）】

OODA理論は、世界の多くの軍隊で採用されており、今ではシリコンバレーをはじめとする欧米のビジネス界でも基本戦略として採用されています。

PDCAサイクルが計画や分析に基づいてその通りに行動するモデルであるのに対して、OODAループは、発生した状況を見極め、方針を決定して実践するモデルです。前者が「計画重視」のアプローチとすれば、後者は「五感を研ぎ澄ませながらの実践重視のアプローチ」となります。

ただし、OODAループには、状況判断を行った後、創造や革新などの発展的改善に繋げていく仕組みが明確に位置付けられていないため、平時はPDCAサイクルによる訓練等を通じた継続的改善に取り組み、有事の際にはOODAループを併用しながら状況対応を行うことも有効であると考えられます。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

8. 実施期間

本計画の実施期間を記載します。

記載例（①②自然災害、感染症共通）

8 実施期間

2021年10月～ 2024年9月



注意点

- ✓ 実施期間について、**3年以内の取組**であることを確認してください。
- ✓ 開始時期は本申請書の申請日以降の年月からとしてください。
- ✓ 状況に変化が生じた場合には、計画に記載した実施期間を待たず、計画内容の見直しを検討してください。

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

9. 連携事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

連携事業継続力強化に係る対策について、必要な資金の額とその調達方法を記載します。特に設備導入のため税制優遇や金融支援を受ける場合、必ずここに記載してください（日本政策金融公庫の低利融資を使う場合はその旨明記する）。

記載例（①②自然災害、感染症共通）

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)
事前対策	当該連携に係る協定に基づき生産代替等を行う事業者において生産設備の増強を図る	日本政策金融公庫からの融資	5,000
事前対策	被災時にも原材料等を確保するため、原材料等のストックについて、連携事業者間で協力して倉庫を分散化するために必要な共同倉庫設置費用等	民間金融機関からの借入	2,000
事前対策	当該計画に基づいて実効性ある対応が行えるか、連携事業者各社の経営者・従業員における年1回の訓練実施費用(会場設営経費)	民間金融機関からの借入	1,000

考え方

- ① 計画に記載された事業継続力強化設備等の導入等、事業継続力強化に資する対策及び取組を確実に遂行するために必要な資金の額を検討したうえで、その調達方法を「資金調達方法」欄に記載してください。
- ② 「誰が」「何の目的で」「どのような使い方をするか」を簡潔に記載してください。

注意点

- ✓ 「5連携事業継続力強化設備等の種類」に記載し、税制優遇を利用して強化設備等の導入を予定している場合には、上記の欄に、強化設備等の導入時の資金調達方法を具体的に記載し、かつ「4（3）事業継続力強化に資する対策及び取組C」にも記載する必要があります。
- ✓ 日本政策金融公庫の融資等の金融支援を受けて設備導入を予定している場合、本欄に加え4(3)のCの対策として、誰がどのような目的でどのような設備導入を行うか具体的に記載されている必要があります。
- ✓ 計画の実施に資金がかからない場合は記載不要です。

参照

5. 連携事業継続力強化設備等の種類 P75

4(3). 連携事業継続力強化に資する対策及び取組 - C P57

3. (2) 連携型申請書様式の記載方法

10. 関係法令の遵守

各種関係法令の順守状況を確認し、チェック欄にチェックを付します。

記載例 (①②共通)

10 関係法令の遵守(必須)

確認事項	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第百二十号)、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)に抵触する内容は含みません。	☒

チェックが必須です



注意点

- ✓ 関係法令の遵守については、チェックが必須となっております。内容を確認の上、チェックを付してください。

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

4. ご利用可能な支援措置

4. (1) 金融支援

各種金融支援の概要

※①～④については感染症対策の場合においても利用が可能です。

- ① 日本政策金融公庫による低利融資
事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資を受けることができます。（融資のご利用にあたっては、別途日本政策金融公庫の審査が必要となります。）

貸付金利^(※1)

設備資金について、基準利率から0.9%引下げ（運転資金については基準利率）

（※1）信用リスク・貸付期間などに応じて所定の利率が適用されます。

貸付限度額

中小企業事業：7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）（※2）

国民生活事業：7,200万円（うち運転資金4,800万円）

貸付期間

（※2）設備資金において、0.9%の引下げが適用となるのは、貸付限度額のうち2億7千万円までです。

設備資金20年以内、長期運転資金7年以内（据置期間2年以内）

※沖縄県の事業者の方は、沖縄振興開発金融公庫の低利融資制度がご利用いただけます。
具体的な融資条件等は、同公庫にお問い合わせください。

- ② 中小企業信用保険法の特例

（1）中小企業者は、連携事業継続力強化計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

保証限度額

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円⇒3億円（組合4億円⇒6億円）（保証枠の拡大）	
海外投資関係保険	2億円⇒3億円（組合4億円⇒6億円）（保証枠の拡大）	

（2）中小企業者と連携して認定を受けた中堅企業※は、連携事業継続力強化計画の実行中に被災した場合、被災後に必要な資金について民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証が受けられます。

保証限度額

	通常枠	別枠
普通保険	2億円	2億円
無担保保険	8,000万円	8,000万円

※大企業者のうち資本金10億円以下または従業員数2,000人以下の者

- ③ 中小企業投資育成株式会社法の特例

事業継続力強化計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社（中小企業者）も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

- ④ 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者（国内親会社）の海外支店又は海外子会社が、日本政策金融公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本政策金融公庫による債務の保証を受けることが出来ます。

○保証限度額：1法人あたり最大4億5,000万円

○融資期間：1～5年

4. (1) 金融支援

適用手続き

各種金融支援のご活用を検討している場合は、連携事業継続力強化計画を提出する前に、関係機関にご相談ください。関係機関は以下の通りです。

※①～④の番号は前ページの各種金融支援番号と一致しています。

番号	機関の名称／問い合わせ窓口	電話
①④	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル	0120 - 154 - 505
①'	沖縄振興開発金融公庫 融資第二部 中小企業融資第一班・中小企業融資第二班	098 - 941 - 1785 098 - 941 - 1795
②	(一社)全国信用保証協会連合会 各都道府県の信用保証協会	03-6823-1200 各都道府県の信用保証協会
③	東京中小企業投資育成株式会社 (新潟・長野・静岡以東の18都道府県に本社を置いている企業)	03-5469-1811 (代)
	名古屋中小企業投資育成株式会社 (愛知・岐阜・三重・富山・石川の5件に本社を置いている企業)	052-581-9541 (代)
	大阪中小企業投資育成株式会社 (福井・滋賀・奈良・和歌山以西の24府県に本社を置いている企業)	06-6459-1700 (代) (九州支社：092-724-0651)

適用対象者

事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を取得した中小企業者が対象となります。

認定を受けられる「中小企業者の規模」

(中小企業等経営強化法
第2条第1項)

業種分類		中小企業等経営強化法 第2条第1項の定義	
		資本金の額又は 出資の総額	又は 常時使用する 従業員の数
製造業その他*		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政 令 指 定 業 種	ゴム製品製造業**	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

* 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します

** 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

制度の概要

中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却）では、青色申告書を提出する中小企業者等であって、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）の施行の日（令和元年7月16日）から令和5年3月31日までの間（以下「認定対象期間」といいます。）に、中小企業等経営強化法（以下「法」といいます。）第56条第1項又は法第58条第1項の認定を受けた中小企業者（同法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者）が、その認定を受けた日から同日以後1年が経過する日までの間に、その認定に係る法第56条第1項に規定する事業継続力強化計画又は法第58条第1項に規定する連携事業継続力強化計画（法第57条第1項又は法第59条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に記載された対象設備を、取得等をして事業の用に供した場合に特別償却20%（令和5年4月1日以降に取得等をする対象設備は特別償却18%）が適用できます。

適用対象者

青色申告書を提出する中小企業者等（注）で、認定対象期間内に中小企業等経営強化法第56条第1項又は第58条第1項の認定を受けた同法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者です。

（注）中小企業者等とは

- 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
 - ※ただし、以下の法人は対象外
 - ①同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
 - ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
 - ③前3事業年度の平均所得金額が15億円超の法人
- 事業協同組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商店街振興組合
- 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

適用対象期間

事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日まで。

※認定対象期間内に事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けることが必要。

※ 適用対象期間内に対象設備を取得又は製作若しくは建設し、事業の用に供することが必要です。

4. (2) 税制優遇

対象設備 (再掲：P76参照)

中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第29条の規定に基づき、自然災害（「器具及び備品」については、自然災害又は感染症）の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、次に掲げるものが対象となります。

減価償却資産の種類 (取得価額要件)

対象となるものの用途又は細目

機械及び装置（※） (100万円以上)

自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、制震・免震装置
(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

器具及び備品（※） (30万円以上)

自然災害：全ての設備
感染症：サーモグラフィ装置
(同等に、感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

建物附属設備 (60万円以上)

自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等をするものに限る。）、防水シャッター
(これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

※「機械及び装置」及び「器具及び備品」には、「対象となるものの用途又は細目」欄に掲げる対象設備をかさ上げするための架台で、資本的支出により取得等をするものを含む。

適用手続

- (1) 事業継続力強化計画の認定を受けた後、設備の取得及び事業の用に供してください。
- (2) 税務申告の際は、「対象設備の償却限度額の計算明細書の添付」が必要となります。
※認定通知書及び認定を受けた計画の写しについても、税務調査等の際に必要となりますので、大切に保管してください。

※ 本税制の適用にあたっては、税理士又は最寄りの税務署等にお問合せください。

5. よくあるご質問

- (1) ～ (19) : 申請から認定まで
- (20) ～ (42) : 税制
- (42) ～ (49) : 新型コロナウイルス感染症関連

5. よくあるご質問（申請から認定まで）

（１）計画申請から認定までどのくらいの期間がかかりますか。

- 標準処理期間は約４５日です。申請書に不備がある場合は、各地方経済産業局からの照会や申請の差戻しが発生し、手続時間が長期化する場合があります。必ず余裕を持った申請をお願いします。

（２）手続きの基本的な流れを教えてください。

- （連携）事業継続力強化計画の認定を受けた後に、対象設備を取得するのが必須の流れとなります。各種の手続きには一定の時間を要しますので、設備投資の検討に際してはご留意いただき、早めにお問い合わせください。

（３）計画について、どのような取組をすればよいかわからない場合、基本方針や作成指針、及び申請の手引きの記載例などを参考に計画を策定してもよいのでしょうか。

- 基本方針や作成指針、記載例は、計画の検討にあたりどのような取組を行えばよいかの一事例として示しているため、これらを参考としていただいてもかまいません。また、社内で検討して必要な取組をおこなっていただいてもかまいません。

（４）計画について、申請書の全ての事項について記載する必要があるのでしょうか。

- 任意事項については、自社にとって必要な対策・取組の場合のみ記載していただくこととなります。

（５）災害発生時に計画を実効できなかった場合、（連携）事業継続力強化計画の認定は取り消されますか。

- （連携）事業継続力強化計画に基づいて災害時に計画を実行できなかったことをもって認定を取り消すことはありません。しかし、あまりにも計画と乖離していた場合（導入した自家発設備等を災害時において使用しなかった等）は、中小企業等経営強化法第５７条第２項（単独）、又は第５９条第２項（連携）に基づき、認定を取り消すことがあります。

（６）認定を受けた事業者について、中小企業庁HP等で事業者名などを公表することがあるのでしょうか。

- （連携）事業継続力強化計画の認定を受けた事業者については、中小企業庁のHPにおいて事業者名、住所等を公表します。

※計画の内容については公表いたしません。

中小企業庁HP：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/list.html>

5. よくあるご質問（申請から認定まで）

（7）認定を受けたあと、事業継続力強化設備等を追加したい場合はどうしたらいいですか。

- 設備を追加する変更申請をしてください。「様式第29（連携事業継続力強化計画は様式第31）」の「認定（連携）事業継続力強化計画の変更に係る認定申請書」をご利用ください。
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、中小企業等経営強化法第56条第3項（連携事業継続力強化計画は第58条第3項）の認定基準にてらし、認定を受けた（連携）事業継続力強化計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

（8）（連携）事業継続力強化計画は、どこに申請すれば良いでしょうか。

- 事業継続力強化計画を作成した中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局にご提出ください。
- 連携事業継続力強化計画については、代表する企業が所在する経済産業局に申請してください。

（9）事業継続力強化計画と、連携事業継続力強化計画の両方を申請し、認定を受けることは可能なのでしょうか。

- 計画の申請は可能ですが、それぞれの計画に基づいて防災・減災対策を行えるような取組である必要があります。

（10）事業継続力強化認定ロゴマークが公表されていますが、どのような場合、当該ロゴマークを使用できるのでしょうか。

- 本ロゴマークは、事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業及び、連携事業継続力強化計画に共同で実施する大企業等においては、認定をもってロゴマークの使用が可能となります。その際は以下URLに記載されている「事業継続力強化計画認定ロゴマーク使用規約」を必ず、ご確認ください。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>
- 一方、認定を得ずとも本制度の周知等広報の目的でロゴマークを使用したい場合、経済産業省に「事業継続力強化計画認定ロゴマーク使用規約同意書」を提出する必要があります。尚、認定を受けた中小企業者等においては、「事業継続力強化計画認定ロゴマーク使用規約同意書」を提出いただく必要はありません。

5. よくあるご質問（申請から認定まで）

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

（11）（連携）事業継続力強化計画は、いつまでに認定申請すればよいですか。

- 計画認定自体には特に期限がありませんが、税制措置を活用し、対象設備を取得等をする計画の場合は、認定対象期間（令和元年7月16日～令和5年3月31日）内に認定を受け、当該計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までの間に対象設備を取得等を行うことが必要です。

（12）連携事業継続力強化計画の代表者は誰でもよいのでしょうか。例えば、大企業が中心となっている場合、大企業でもよいのでしょうか

- 代表者は、必ず中小企業者または中小企業の組合のみが代表者となります。連携に参加する中小企業者の中で、話し合って決めて下さい。

（13）連携事業継続力強化計画は、中小企業者が1者だけ参加、それ以外は中堅企業・大企業でも認定申請を行うことはできるのでしょうか。

- 連携事業継続力強化計画は、2者以上の中小企業者が参加している必要があります。
- なお、中小企業者が単独で事業継続力強化計画を申請し、その協力者として大企業や中堅企業が関与するという場合は、「連携事業継続力強化計画」ではなく、「事業継続力強化計画」で認定を受けることができます。

（14）事業継続力強化計画の関係者又は、連携事業継続力強化計画の協力関係者は、計画認定を受けた場合の支援措置を受けることができるのでしょうか。

- 関係者や協力関係者は、中小企業であっても支援措置を受けることはできません。

（15）連携事業者に変更があった場合、その都度、変更申請が必要なのではないでしょうか。

- 連携事業者に変更があった場合、その都度、変更申請は必要となります。

（16）組合に参加する中小企業が、連携事業継続力強化計画を申請する場合、組合に参加するすべての中小企業が参加する必要があるのでしょうか。

- 組合に参加する全ての中小企業が参加する必要はありません。

5. よくあるご質問（申請から認定まで）

（17）連携事業継続力強化計画については、連携に参加する全ての事業者が事業活動に影響を与える自然災害の想定が求められています。参加する事業者が全て、想定しないと認定を受けられないのでしょうか。また想定しているかどうか分からない場合は、認定を受けることはできないのでしょうか。

- 連携に参加する全ての事業者が取り決める必要があります。また、取り決めがなされているか確認する必要があります。

（18）連携事業継続力強化計画については、連携に参加する全ての事業者について、従業員等の避難に関する手順や、従業員等の安否確認を行う手順が取り決められていないと認定を受けられないのでしょうか。また連携事業者全てが取り決めているかどうか分からない場合は、認定を受けることはできないのでしょうか。

- 連携に参加する全ての事業者が取り決める必要があります。また、取り決めがなされているか確認する必要があります。

（19）自社が所在する地域において、事業活動に影響を与える自然災害が発生しないような地域の場合、計画認定を受けることはできないのでしょうか。

- 自社が所在する地域において事業活動に影響を与える自然災害発生しない地域に所在していることの検討を行うとともに、取引先の所在する地域や自社の周辺地域において、自社の事業活動に影響を与える自然災害が想定される場合、それらの自然災害に対する計画として認定申請を行うことができます。

5. よくあるご質問（税制）

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

（20）事業継続力強化計画の「3（3）事業継続力強化設備等の種類」及び連携事業継続力強化計画の「5 事業継続力強化設備等の種類」の記載と支援措置の関係を教えてください。

- 支援措置として、税制優遇（中小企業防災・減災投資促進税制）を活用する場合に限り記載いただく欄となります。（税制優遇を活用しない場合は記載不要です。）
- 税制優遇（中小企業防災・減災投資促進税制）において、（連携）事業継続力強化計画の申請時点で利用を想定する設備を記載してください。

（21）税制の優遇を受ける場合、申請書の「事業継続力強化設備等の種類」に記載しないと税制優遇は受けられないのでしょうか。

- 当該欄に税制優遇を受けようとする設備等を必ず記載する必要があります。
- 事業継続力強化に資する対策及び取組の該当する対策に、当該設備を活用して、どのような目的で、どのような対策のために使うかを必ず記載する必要があります。

（22）一連の設備投資において、すでに一部の投資が完了している場合（止水板を4つ購入する計画において先行して一つ購入した等）、申請することは可能でしょうか。

- 完了した投資分を除いて、今後行われる設備投資分の効果を適切に算定できる場合は可能です。但し、上記の様なケースでは、残り3つの止水板が計画上必要かつ適切な個数であることについて経済産業大臣の認定を得る必要があります。

（23）事業継続力強化設備等を認定より前に取得してしまった場合は、中小企業防災・減災投資促進税制を利用することはできないのですか。

- 事業継続力強化設備等は、計画認定後に取得することが必須です。計画認定前に取得した設備は対象外となりますので、ご注意ください。
- また、事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日まで（適用対象期間）に取得等をする設備が対象となりますのでご注意ください。

（24）取得等とは、具体的にどのタイミングを指しますか。

- 機械等の所有権を得たこと、つまり機械等を購入したこと（請負契約に基づく建物については、一般的には引渡しを受けたこと）を指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引き渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。

5. よくあるご質問（税制）

（25）設備を共有する場合は、どのような扱いになりますか。

- 設備に設定している共有持分に基づき、資産計上している資産の取得価額が対象となります。
- 連携事業継続力強化計画においては、各中小企業者が共有持分に基づき、資産計上している資産の取得価額が、各中小企業者の特別償却の対象となります。

（26）税務申告時に必要となる書類を教えてください

- 税務申告の際は、「対象設備の償却限度額の計算明細書の添付」が必要となります。
※認定通知書及び認定を受けた計画の写しについても、税務調査等の際に必要となりますので、大切に保管してください。

（27）中古品は対象となりますか。

- 中古品は対象となりません。

（28）購入ではなくリースの場合も、税制措置の対象となりますか。

- ファイナンスリース取引については対象になりますが、ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については対象外となります。また、オペレーティングリースについても本税制の対象外となります。

（29）自ら作って固定資産計上する設備も対象となりますか。

- 取得（購入）するもの以外に、自ら製作するものも対象となります。

（30）自社で製作した設備を対象とする場合、取得価額には人件費等も含まれますか。

- 自社で製作した設備の取得価額算出には、当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額、および当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額が含まれます。

（31）取得価額の範囲には、どのような費用が含まれますか。

- 対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。

5. よくあるご質問（税制）

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

（32）取得価額の判定は、消費税抜、税込みどちらですのでしょうか。

- 取得価額の判定に際し、消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額で判定することとなります。

（33）単品の取得価額は、どのように判定するのでしょうか。

- 機械及び装置又は器具及び備品の一台又は一基の取得価額が100万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定しますが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができますので、「通常一単位として取引される単位」が最低取得価額の判定の基本となります。個別のケースについて判断に迷われる場合は、所轄の税務署にお尋ねください。

（34）設備取得の際に、国又は地方公共団体から補助金等の交付を受けて取得等をする設備について、本税制措置は適用可能ですか。

- 設備の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けて取得等をする設備については、本税制措置の対象外となりますのでご注意ください。

（35）導入する設備について、どの種類の減価償却資産（機械装置、器具備品等）に該当するのでしょうか。

- 個々の設備について、機械装置や器具備品等、どの資産として計上するかは、事業者の判断となります。社内の経理担当及び税理士にご確認いただき、個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。

（36）他の税制との重複適用は可能ですか。

- 同じ減価償却資産で2以上の特別償却・税額控除に係る税制の適用を受けることはできません。

5. よくあるご質問（税制）

（37）親会社が一括で調達した設備を、親会社から引き渡しを受けた子会社が税制の適用を受けることは可能でしょうか。

- 子会社で新規に取得等をした設備が対象となるため、当該子会社が税制の適用を受けることが可能です。

（38）これらの支援措置は業種問わず利用することは可能でしょうか。

- 中小企業防災・減災投資促進税制において、特に業種の限定はありません。
- 金融支援については、金融支援を行う各機関において支援対象となる業種が定められておりますので、支援策を実施する各機関にご確認ください。

（39）防災・減災に係る機能を持たない設備は税制優遇を受けられないのでしょうか。

- 中小企業防災・減災投資促進税制は、あくまでも中小企業の防災・減災に係る機能を有する設備の導入の促進を目的とした税制であるため、例えば、中間財の分散保管のために倉庫に設置される棚であっても、その棚が一般的な棚で防災・減災に係る機能を直接持たない設備は、優遇措置の対象にはなりません。

（40）設備の修繕等を行った場合も対象となりますでしょうか。

- 設備の修繕等は対象となりません。尚、対象設備をかさ上げするために取得等をする架台については、（41）の場合において対象となりますので、ご認識ください。

（41）「架台」は、どのような場合において税制優遇の対象となりますか。

- 架台は、自家発電設備等の中小企業防災・減災投資促進税制の対象設備をかさ上げするために取得等をする場合に対象となります。
- 機械装置及び器具備品については、対象設備と一体となって償却する架台の他、本税制の既存の対象設備をかさ上げするために取得等をする架台が対象となります。

（42）太陽光パネルや蓄電池は税制優遇の対象になるのでしょうか。

- 中小企業防災・減災投資促進税制は、中小企業の防災・減災に係る機能を持つ設備が対象であり、本税制では対象ではありません。

5. よくあるご質問（新型コロナウイルス感染症関連）

0 手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくあるご質問

6 問い合わせ先

（43）想定する自然災害等に新型コロナウイルス感染症も該当するので
しょうか。

- 想定する自然災害等に新型コロナウイルス感染症も該当します。新型コロナウイルス感染症のみを想定して、計画の認定を受けることも可能です。また、従来通り自然災害のみを想定して計画の認定を受けることも可能です。
- 一方、新型コロナウイルス感染症及び、襲来が予想される自然災害に対して事業の継続が困難になる可能性がある場合、どちらに対しても事前の備えに取り組むことを推奨します。

（44）新型コロナウイルス感染症のみを想定し、認定をうけた計画でも、
自然災害を想定した計画と受けられる支援策は同一なのでしょうか。

- 日本政策金融公庫による低利融資、信用保証協会による信用保証枠の拡大などは、感染症のみを想定した計画においても、計画を実行するために必要な資金を調達する、支援策を受けることが可能です。詳しくは最寄りの日本政策金融公庫及び信用保証協会の支店までお問い合わせください。
- 同様に、認定を受けた際に利用できる事業継続力強化計画認定ロゴマークや、補助金の加点措置についても使用することができます。

（45）当初、地震を想定して事業継続力強化計画の認定を既に受けまし
たが、感染症も想定した計画を策定する場合はどのような手続きが必要
でしょうか。

- 地震を想定した計画に加えて、新型コロナウイルス感染症を追加で想定する場合は、感染症対策を追記した上で「認定事業継続力強化計画の申請（既に認定をうけた計画の変更の申請）」を進めて下さい。

（46）新型コロナウイルス感染症が収束した場合、新型コロナウイルス
感染症のみ想定していた計画は取り消されるのでしょうか。

- 感染症のみを想定した計画の認定をうけた場合でも、当該感染症の終息をもって認定が取り消されることはございません。計画の策定をきっかけに、他の自然災害及び感染症含むその他のリスクに備える計画への見直しをはかっていただくようお願いいたします。

5. よくあるご質問（新型コロナウイルス感染症関連）

（47）他に感染症対策を記載した冊子等がありますか

- 内閣官房では、180を超える（令和2年12月11日現在）業界団体が作成した感染症禍においても事業を継続するための業種別ガイドラインを公表しております。併せてご参照いただき、感染症対策への取組に役立ててください。（内閣官房HP）
https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200514.pdf

（48）新型コロナウイルス感染症対策に対する支援策を教えてください。

- 経済産業省では、新型コロナウイルス感染拡大の影響をうける事業主向けに、他省庁の支援策を含めて掲載している支援策パンフレットを掲載しています。是非、ご参照ください。（当省HP：<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf?20200903>）

（49）感染症対策の設備は税制優遇の対象になるのでしょうか。

- 「器具及び備品」のうち、感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する「サーモグラフィ装置」のみ、事業継続力強化計画等の目標の達成及び内容の実現に資するものであることにつき、経済産業大臣の確認を受けた場合、対象となります。

5. よくあるご質問（新型コロナウイルス感染症関連）

感染予防策の自社内周知について

※下記URLからダウンロードし、事業所内に掲示するなど従業員への周知にご活用ください！

（首相官邸HP <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000059534.pdf> ）

①手洗い

・ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

- ・外出先からの帰宅や、調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

②咳エチケット

〇くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がげましょう。

- ・マスクを正しく着用する。
- ・ティッシュなどで鼻と口を覆います。
- ・とっさの時は袖や上着の内側で覆います。
- ・周囲の人からなるべく離れます。

空白の部分に保健所等の連絡先を記載してお使いください→



3つの「密」を避けましょう！

（首相官邸HP <https://www.kantei.go.jp/jp/content/000061868.pdf> ）

〇新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けて下さい。

①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を！

風の流れることができるよう2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にしましょう。換気回数は毎時2回以上確保しましょう。

②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう！

- ・他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（2メートル以上）を取りましょう。
- ・会議等の場においても、隣の人と一つ飛ばしに座ったり、真向かいに座らず、互い違いに座るのも有効です。

③「密接」した会話や発声は、避けましょう！

- ・密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛沫（約3,000個）が飛び」と報告しています。
- ・対面での会議や面談が避けられない場合には、十分な距離を保ち、マスクを着用しましょう。



6. ホームページ・問い合わせ先 更新履歴 等

- (1) ～ (19) : 申請から認定まで
- (20) ～ (41) : 税制
- (42) ～ (47) : 新型コロナウイルス感染症関連

6. ホームページ・問い合わせ先・更新履歴

<ホームページ>

事業継続力強化計画による支援

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

(中小企業庁HP → 経営サポート → 経営安定支援・BCP
→ 事業継続力強化計画)

<問い合わせ先>

○事業継続力強化計画について（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）

中小企業庁	事業環境部 経営安定対策室	03-3501-0459
北海道経済産業局	産業部 中小企業課	011-709-1783
東北経済産業局	産業部 中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局	産業部 中小企業課	048-600-0394
中部経済産業局	産業部 中小企業課	052-951-2748
近畿経済産業局	産業部 中小企業課	06-6966-6119
中国経済産業局	産業部 中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局	産業部 産業振興課	087-811-8566
九州経済産業局	産業部 経営支援課	092-482-5592
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部 中小企業課	098-866-1755

新型コロナウイルス感染症に関する施策の入手先と相談先です。なお、都道府県や市町村も独自の支援策を講じており、最新の情報は当該自治体のHPを参照願います。

1. 最新の支援施策情報の入手先

①支援策パンフレット

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向けに、他省庁の施策を含めパンフレットを作成しています。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>



<支援策パンフレット>

②ミラサポplus

「ミラサポplus」は、事業者向けの補助金申請等の支援サイトです。

新型コロナウイルス感染症に係る150を超える支援策も掲載されています。

<https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/catalogs>



<ミラサポプラスHP>

③J-Net21について

中小企業基盤整備機構が運営する情報発信サイトです。都道府県や市町村など自治体の支援策を掲載しております。

<https://j-net21.smri.go.jp/>

2. 各種相談先

①全国1,050箇所の相談窓口

経済産業省が全国1,050カ所に設置した新型コロナウイルス感染症の相談窓口です。資金繰りの相談は政府系金融機関、経営課題の相談は商工団体などが受け付けます。https://www.meti.go.jp/covid-19/sodan_madoguchi.html

②よろず支援拠点

中小・小規模事業者が抱える様々な経営課題に何度でも無料で対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県によろず支援拠点を設置しています。

<https://yorozu.smri.go.jp/>

③商工会、商工会議所

全国の商工会、商工会議所においても新型コロナウイルス感染症による影響を受ける中小・小規模事業者からの経営相談や各種申請等のサポートを実施しています。

日本商工会議所：<https://www.icci.or.jp/>

全国商工会連合会：<https://www.shokokai.or.jp/>

最新の施策の入手先、相談先について

中小機構では、感染症や自然災害の発生時にも事業を継続できる力を強化するため、事前対策の重要性や具体的なやり方の普及啓発、また、専門家派遣による事業継続力強化計画の策定の支援を実施しています。

◎詳しくはこちら！ 強靱化特設サイト：<https://kyoujinnka.smri.go.jp/>

知る

関連情報の発信

特設サイト等を通じて、感染症や自然災害の発生時における事業の継続に関するノウハウや支援施策の情報等をお伝えします。

シンポジウム

危機を経験した経営者やリスク管理の専門家などを招いて、コロナの「次の波」や台風や水害、地震といった緊急事態を乗り越えるのに必要な考え方や対策を学ぶためのシンポジウムを開催します。

学ぶ

セミナー

事前の計画策定の重要性、事業継続力強化計画の制度等について学ぶためのセミナーを開催します。

考える

ワークショップ

事業継続力強化計画を実際書いてみることで、自社の事前対策について考えるワークショップを開催します。

作る

「単独型」計画策定支援

自社単独で計画を策定する事業者に対して、専門家を派遣して計画策定の支援を行います。

「連携型」計画策定支援

複数の事業者と連携して計画を策定する連携体等に対して、専門家を派遣して計画策定の支援を行います。

<更新履歴>

○令和元年12月11日

- ・P84 更新履歴のページを作成
- ・P82 よくあるご質問に(41)を追加

○令和2年5月19日

- ・P14 関東経済産業局の電話番号を変更
四国経済産業局への申請を変更
- ・P15～ その他を修正

○令和2年6月15日更新版

- ・P14 認定を受けた事業者は中小企業庁HPにて公表する旨追記
- ・P15 申請に必要な書類においてCD-Rが不要となったのでその旨追記

○令和2年12月28日更新版

- ・P21 様式の見直し(押印の廃止)に伴い、修正

○令和3年1月15日更新版

- ・P23 日本標準産業分類の中分類を追記
- ・感染症に対する内容を追記

○令和3年3月8日更新版

- ・P14 近畿経済産業局の電話番号を修正
- ・P103 近畿経済産業局の電話番号を修正

○令和3年4月5日更新版

- ・P12、58 税制措置の記載を修正
- ・P75、76、88、89 令和3年度税制改正の内容を踏まえて更新
- ・P90～ 「よくあるご質問」の(11)(20)(23)(24)(34)(40)(44)(46)を更新。
(41)(49)を追加。

○令和3年4月22日更新版

- ・P88 記載ぶりを更新(内容に変更はなし)

○令和3年6月16日更新版

- ・P4、P22 申請書様式の番号変更に伴い、修正
- ・中小企業等経営強化法、中小企業等経営強化法施行規則の条番号を修正

○令和3年8月2日更新版

- ・P10、P82 申請書様式の変更に伴い、修正
- ・P86 金融支援の記載を追記